
日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第20巻第4号

2013年9月15日

もくじ

- [巻頭言「被害者と中立性」 佐伯奈津子](#) 2
- [平和研究あれこれ 「三人の平和の同志：ピオ・ガマ・ピント、野間寛二郎、中沢啓治」 ゴードン・C・ムアンギ
Three Kindred Spirits for Peace: Pio Gama Pinto, Noma Kanjiro and Nakazawa Keiji by Gordon C. Mwangi](#) 3
- [2013年度春季研究大会概要](#) 5
- [分科会報告](#) 1 3
- [大阪における平和研究大会－参加記 アンドレアス・ザイフェルト](#) 2 5
- [川崎市平和館と日本平和学会の協賛の取組み](#) 2 7
- [地区研究会報告](#) 2 7
- [企画委員会からのお知らせ](#) 2 8
- [編集委員会からのお知らせ](#) 2 8
- [広報委員会からのお知らせ・編集後記](#) 2 9
- [日本平和学会第20期役員](#) 3 0
- [日本平和学会分科会および分科会代表者一覧](#) 3 1

巻頭言

被害者と中立性

佐伯奈津子（早稲田大学）

インドネシアにおいて、大規模開発による土地収用や環境破壊の被害者、紛争地域における軍事作戦の被害者への支援活動をおこなっていると、「被害者は絶対に正しいのか」「被害者の証言は信頼できるのか」「被害者はカネめあてなのではないか」としばしば尋ねられ、中立であるべきだという批判を受ける。

実際に、大規模開発による土地収用や環境破壊に抵抗する「被害者」のなかには、声を大にして目立つことで、開発にたずさわる企業に雇用されようと考えている人もいる。立ち退き住民の再定住地建設プロジェクトを受注したい請負業者が、被害者を組織化していることもあった。

紛争下のアチェでは、「被害者」の証言は政治的だ。どのように訴えれば、人権侵害に対して国際的な支援を受けられるかの計算を、多くのアチェ住民がしており、たとえば、独立派武装組織である自由アチェ運動にかかわっていても、そのことにあえてふれないなど、虚偽でなくても、被害者が発信する情報は、おそらく意識的に取捨選択された。「被害者」として名乗り出て、人権団体などの保護を受けたのちに証言をくつがえし、その人権団体の信頼性を損なわせようとする作戦も存在したので、事態はより複雑になった。

アチェ和平合意締結後、紛争被害者に対する人道支援が出されるようになると、ますます「被害者」は不透明なものとなっていった。たとえ家族を殺害され、家を焼き討ちにされ、拷問を受けた経験がなくても、和平後のアチェ州政府・議会の中枢となった自由アチェ運動にアクセスをもち、自由アチェ運動に支援の一部をキックバックすることを承諾すれば、被害者として支援を受けられる可能性が高くなる。なんの支援もないと不満を訴える被害者が、実際にはすでに支援を受けていたということも日常茶飯だ。

このような現実はどう向き合うのか、現場の葛藤は大きい。被害者が清貧に甘んじ、嘘もつかず、清廉潔白な存在だと考えるのは、それこそ幻想にすぎないだろう。しかし、意識的・無意識的に事実と異なる証言をすることも、カネ（支援）を要求することもある被害者に対するまなざしが、ときに加害者に対するそれよりも厳しいことに疑問を感じるのはわたしだけだろうか。たとえば、国軍兵士に耳を切り取られ食べられたり、発砲され拷問され腎臓をとられたりした青年たちが、実は自由アチェ運動のメンバーだったと和平後に判明したが、彼らの被害の事実そのものがくつがえされ、彼らへの暴力が免罪されるだろうか。

アチェの被害者は、紛争中も、和平後も、必死で支援を受ける機会を求めてきた。先に指摘したとおり、とき

に証言に誇張があったり、政治的な計算が働いたりすることも、その必死さゆえだろう。しかし、被害者の大多数は、たとえ支援を受けたとしても、細かく切り分けられたパイのほんのおこぼれにあずかるだけで、いまでも貧困線以下の暮らしのまま。パイの大部分を、支援を分配する側の自由アチェ運動の一部の指導層が独占したからである。

アチェの被害者のひとりラシダについて紹介したい。ラシダは中学のとき、父親が自由アチェ運動の司令官と同じ名前だったがゆえに射殺され、家を焼き討ちにされた。1998年3月、18歳のラシダは、母親とともに陸軍特殊部隊に拉致された。電気ショックにかけられ、乳首を切り取られ、意識を失ったところをレイプされた。母親はその後どこかへ連れ去られ、いま行方がわからない。ラシダ自身は5カ月間にわたり監禁され、スハルト退陣後に国家人権委員会によって救出されるまで、兵士5人にレイプされつづけた。2003年、アチェで軍事戒厳令が布かれた際、ラシダは安全のため故郷を離れる。避難先で結婚するが、レイプの事実を知った夫は、ラシダにだまされたと怒って暴力を振るうようになった。アチェ和平合意後、この夫と離婚し、ようやく故郷に戻ったラシダは再婚する。しかし、国軍兵士に殴られて精神状態が不安定な夫の兄に殴られるため、いまも村のなかで安全な場を求めて転々とせざるを得ない。殺害された父親への弔意金、焼き討ちにされた家の再建支援ともに、家を継いでいないラシダには受け取る権利がなく、ラシダが受け取ったのは被害者への約10万円だけだ。ラシダは、ピナン（ピンロウジュ）の皮むきをして、1kgあたり約5円（1日に30kg程度）というわずかな収入で生計を立てている。ラシダのことは「なんの支援もない」は、たしかに事実ではない。しかし、彼女の想像を絶するような被害体験や厳しい暮らしを鑑みたと、なんの支援もない」はラシダの実感であり、真実なのではないか。

被害者は絶対的な正義ではないかもしれない。しかし、その被害の実態を目の前にして、「研究は客観的、科学的であるべきであるが、研究の方向づけにおいてけっして道徳的中立性はありえない」（日本平和学会設立趣意書）し、それは平和運動でも同様だろう。本稿を書きながら、繰り返し思い出されるのは、デズモンド・ツツの以下のことばだった。「もしあなたが不正な状況において中立であるならば、あなたは抑圧者の側を選択したということだ。ゾウがネズミの尻尾を踏んでいて、あなたが中立だと言うなら、ネズミはあなたの中立性を評価しないだろう」

平和研究あれこれ

三人の平和の同志：ピオ・ガマ・ピント、野間寛二郎、中沢啓治

ゴードン・C・ムアンギ（四国学院大学）

今年のはじめ頃、私の友人であり指南役でもある楠原彰氏（國學院大學名誉教授）から、私は一枚の絵葉書を受け取った。そこには「私の回想録『学ぶ、向きあう、生きる』 太郎二郎社エディタス、2013年）を多くの人に読んでもらいたいと思って、これを書いています。（大学）図書館への収蔵をご検討ください」と書かれていた。

この依頼はよいタイミングで舞い込んだ。私はちょうど楠原氏に、野間寛二郎氏との関わりを尋ねようと思っていた矢先だったからだ。野間氏はアフリカに赴いた先駆的な活動家／研究者であった。それに、私はゼミで野間氏の『シンバと森の戦士の国』を読んだばかりでもあった。そこで私は楠原氏の回想録をすぐさま注文した。

その中で楠原氏はこう述べている。「私がアフリカへの最初の旅を始めるとき、在野の優れたアフリカ研究者である野間寛二郎先生（1912-1975）から次の助言を受けた。『アフリカをメシの種にするなよ。』」

野間氏はそこにどんな意味を込めたのだろうか。彼は、日本や他の地域で、経済的利益だけのために人々がアフリカ研究を選ぶ傾向を目の当たりにしたに違いない。自分がアフリカを研究し、書くときには、それとは違った倫理基準の上で行動してきたということ、楠原氏にもその基準にかなう研究者になってほしいという望みとを、巧みに言い表したのである。

ここで出てくる問題は、その違った基準とは何か？自分の利益とは別の、アフリカ研究に進む理由とは何か？である。その答えは、『シンバと森の戦士の国』で十分に述べられている。

この本は読みやすい語り口でもって、日本やヨーロッパの「サファリ」好きの興味をそそるライオンとマサイの国への冒険から始まる。しかし、次第に、英国の植民地的圧制に対するケニアの過酷な戦いという深刻な事柄へと話は進む。野間氏が本当に共感を示すのは、解放の闘士たちである。そのとき彼は「中立的な」立場を取らない。英国植民者の側に野間が立つことなど決してない。

この本が理論社から出版されたのは1967年であり、特に中学生に向けたシリーズの一冊としてであった。当時の日本では、アジア・アフリカ連帯運動が広がり、それを支持する社会的な高揚感があった。1955年のバンドン会議とアフリカ各国の相次ぐ独立の後で、多くの日本人が「私たちが属するのはヨーロッパではなく、アジアだ（脱欧入亜）」と感じていた。

経済的利益のためでないならば、なぜ日本人研究者は遠く離れたアフリカに足を伸ばすのだろうか。この逆に、なぜアフリカ人研究者が日本研究に従事するのか、と問うことも当然できるだろう。

野間氏はケニアの反植民地闘争について書く際、特に

多くの紙数をジョゼフ・ムルンビ、オギンガ・オディンガ、そしてピオ・ガマ・ピントに費やしている。オギンガ・オディンガとジョゼフ・ムルンビは、ジョモ・ケニヤッタの独立政府において、初代と二代目の副大統領に相次いで就任した。ケニアが独立したのは1963年12月12日である。だが1966年に、両者はケニヤッタの不興を買うことになった。そのとき理由とされたのは、ヨーロッパ人が一方的に接収した土地の再取得に関して、この両者がケニア国民に対する背信だとみなしたものである。

ピオ・ガマ・ピントはインドのゴア出身の両親のもとに生まれた、ケニアの社会主義活動家である。彼は人格形成期の11歳から22歳までの間を、独立闘争の時代のインドで過ごした。その経験から彼はジャーナリストとなり、1949年にインドからケニアに戻って以来、1954年にイギリス植民地政府によって逮捕監禁されるまで、ケニアで反植民地活動を行うことになる。

1959年に釈放されるや否や、彼は再び独立と社会正義のための戦いを開始する。独立の後においても、彼は全てのケニア国民に正義をもたらすためさらなる献身的努力を行った。そこで彼が特に支援したのは、植民地政府によって勾留、迫害された人々であり、そしてケニヤッタ政権の新植民地政策によってなお苦しむ人々であった。そのために彼は1965年に暗殺された。それはケニア独立後起こった初の暗殺であった。

野間寛二郎氏の語りは彼がケニアに到着した1962年から始まり、ナイロビから配信され1965年2月25日のジャパン・タイムズに掲載されたUPIの記事を、東京で読んでショックを受けるところで終わる。

マウマウ農民反乱に関して彼が信を置いていたアドバイザーが、凶弾に倒れたのである。犯行の動機は、ゲリラが森に入って戦うことになったまさにその信念を支持するというものであった。何という残酷な皮肉だろうか。

野間氏がアフリカに行った当時、アジア・アフリカ連帯は単なるスローガンではなかった。彼のような人々は、日本人が島国根性を乗り越えて、アジア・アフリカ・ラテンアメリカの人々の自由と正義に貢献できると信じたのである。そして野間氏はこの確信を実現するロールモデルを、ピントに見出したのである。

野間氏と同じアジア人であるピントは、マウマウの大義に自分自身を捧げ切った。タークワの嚴重警備収容所における勾留で、ピントは彼をアジア人としてアフリカ人から分離しようとするイギリス植民地主義者の人種隔離策に抵抗した。アフリカ人勾留者はアジア人よりもさらに酷い迫害を受けていたからである。

野間氏は日本の若者とケニアのマウマウ解放闘争の

現実について話をしたいと望んでいた。この望みについて考えてみることは時宜に適っているだろう。とりわけ島根県の松江市教育委員会が、反戦反核の古典でありロングセラーを続ける漫画『はだしのゲン』の閲覧制限を、強い世論の反対に遭って撤回したばかりのこの時期において、松江市教育委員会は、市の小中学校に対して、広島への被爆とその他の戦争の惨禍を描くこの漫画の閲覧を、生徒に制限するよう要請していたのである。

松江市教育委員会が本当に怖れたのは、自ら被曝の惨状を体験した作者の中沢啓治が、日本帝国軍が中国や朝鮮をはじめとする海外で犯した蛮行を漫画の中で描き、強く批判したということである。

ピオ・ガマ・ピント、野間寛二郎、中沢啓治。この三人はまさに同志であった。

(翻訳：小田博志)

Three Kindred Spirits for Peace: Pio Gama Pinto, Noma Kanjiro and Nakazawa Keiji

Gordon C. Mwangi (Shikoku Gakuin University)

Early this year, my friend and mentor, Professor Kusuvara Akira (formerly of Kokugakuin University, Tokyo) sent me a post-card. He said, "This time I am writing to promote my memoir (*Manabu Muktau Ikiru*, TaroJiro-Sha Editus, 2013). Please see if you can put it in the library (Presumably our university library)".

The request came at an appropriate time, just as I was considering asking Professor Kusuvara to go back into his early days with the pioneer activist/scholar of African studies, Noma Kanjiro. I had just completed reading Noma's "*Shinba to Mori no Senshi no Kuni*" ("The Land of the Lion and the Mountain Guerilla"), in my tutorial class (*zemi*). So, I ordered the memoir right away.

In the memoir, Kusuvara says, "As I was about to set out for my first journey to Africa, the pre-eminent scholar of Africa, Noma Kanjiro *Sensei* (1912- 1975) counseled me: '*Afurika o meshi (omanma) no tane ni suru na yo*'. (Don't treat Africa merely as an opportunity to feed)"

What did Noma mean? He must have observed a trend, in Japan and elsewhere, of people who go into African studies just for monetary gains. And he was saying that he himself operated on a different ethical standard when studying and writing about Africa, and was, in effect challenging Kusuvara to measure up to that standard.

The question arises: What is the alternative? What other reason is there to go into African studies than to make money? The answer to that is amply provided in *The Land of the Lion and the Mountain Guerilla*.

The book starts in an engagingly easy-to-understand narrative of an adventure into the land of the lion and the Masai, popular with *safari* enthusiasts in Japan and Europe. But it increasingly takes up more serious issues about Kenya's bitter struggle against British colonial oppression. And Noma's real sympathies are with the freedom fighters. Not neutral, and definitely not on the side of the British colonialist.

The book was published by Iironsha, in 1967, in

the Junior Library series specifically intended for high school students. It was a time of considerable social ferment in Japan, when identification with the Afro-Asian Solidarity Movement was popular. Subsequent to the Bandung Conference of 1955 and the *tsunami* of independence in Africa there were many Japanese who felt that they "belonged in Asia not in Europe" (*Datsu-O, Nyu-A*).

If not for monetary gain, then why would Japanese scholars range so far away, to distant Africa? A corollary to that: why would African scholars commit themselves to Japan studies?

In Noma's account about anti-colonial struggle in Kenya, the names of Joseph Murumbi, Oginga Odinga, and especially Pio Gama Pinto dominate the pages. Oginga Odinga and Joseph Murumbi were, in quick succession, the first and second vice-presidents in Jomo Kenyatta's independence government. Kenya attained independence on December 12, 1963. But by 1966, both had fallen into disfavor with Kenyatta because of what they considered a betrayal of the pledges made to the people of Kenya, especially on the question of land reacquisition from the Europeans who had taken it away unilaterally.

Pio Gama Pinto was a Kenyan socialist-activist of Goan (Indian) parentage. He spent his formative years, from the age of eleven to twenty-two, in India during the Indian struggle for independence. This shaped his subsequent career as a journalist and an anti-colonial activist in Kenya from 1949, when he returned from India, to 1954 when he was arrested and imprisoned by the British colonial government.

Immediately after his release in 1959, he re-embarked in the struggle for independence and social justice. And even after independence he became more dedicated to the cause of justice for all Kenyans, but particularly for those who had been detained or persecuted by the colonial government and who continued to suffer from neo-colonial policies of the Kenyatta government. And for this he was assassinated in 1965, the first assassination in independent Kenya.

Noma Kanjiro's narrative starts in 1962 when he

arrives in Kenya, and ends with his shock in reading the UPI news syndicated from Nairobi, in The Japan Times, Tokyo, on February 25, 1965.

His trusted adviser about the just Mau Mau peasant revolt had been gunned down for championing the very cause that the guerillas went into the forests to fight for. What cruel irony!

At the time that Noma went to Africa, Afro-Asian Solidarity was more than a slogan. People like him believed that Japanese could transcend their insular mentality and commit themselves to causes of freedom and justice for the Asian, African and Latin American humanity. And in Pinto Noma had found a role model to vindicate this conviction.

Pinto was Asian like him but had impeccably committed himself to the Mau Mau cause. In detention at the Tarkwa maximum security camp Pinto defied the racial segregation imposed by the British colonialists in order to isolate and favour him as an Asian, from the even more severely persecuted African detainees.

It is pertinent to ponder on Noma's wish to communicate with the youth of Japan about the

realities of Kenya's Mau Mau struggle for freedom, at a time like the present when the Matsue City board of education in Shimane Prefecture has just retracted, under overwhelming public pressure, its 'request' to limit student access to the 10-volume *manga* series '*Hadashi no Gen*' ("*Barefoot Gen*")- a best-selling antiwar and anti-nuclear weapons classic. The board had earlier urged the municipal elementary and junior high schools to restrict access to the *manga* series about the bombing of Hiroshima and other wartime cruelties.

Matsue's real worry was that Nakazawa Keiji, the *manga* artist, who had gone through the excruciating bombing experience he portrayed also harbored strong objections to atrocities that the imperial Japanese troops committed overseas during the war, including China and Korea, which he also depicted in the series.

Clearly, Pio Gama Pinto, Noma Kanjro and Keiji Nakazawa were kindred spirits.

2013年度春季研究大会概要

テーマ

日本平和学会設立40周年記念大会 平和の文化～継承と警鐘～

<日本平和学会設立40周年記念講演>

日本平和学会40年-回顧と展望-

初瀬龍平（第12期会長／京都女子大学客員教授）

初瀬教授の講演は、40周年を機に本学会の来し方を振り返り今後を考究するにふさわしい、実証性あふれる印象深いものであった。以下にその概要を報告する。

本学会設立の基盤を国内／国際両面から分析した後、初瀬教授は、1976年に第1号が刊行された学会誌『平和研究』と、1974年に始まる研究大会の記録を丹念にたどりなおすことにより、学会40年の軌跡を整然と照らし出した。その際、川田侃（第2期）・田畑茂二郎（第4期）・馬場伸也（第8期）の3氏が『平和研究』に寄せた会長就任の辞を、本講演の基礎をなすものとして紹介する。川田氏の文章には「日本の平和研究の原点」が、馬場氏の辞には「人類益と国際『福祉社会』」という視座がそれぞれ提示され、田畑氏のそれは、科学者（あるいは研究成果）と民衆とのかわりに関する本源的な課題に関心を向けるものであった。いうまでもなく、そのいずれもが、いまを生きる私たちの寄る辺となる原点／指針というべきものに相違ない。

初瀬教授は、第39号に至る『平和研究』の巻頭言および特集テーマを9項目に分けて解析した。時期的区分でいうと、1970～80年代には実践志向が目立つ一方で、90年代にはイデオロギーの終焉に連動して市民社会論が台頭し、90～2000年代になると馬場氏の論じていた

人類益にかかる視座が顕現する。平和の価値・倫理・正義といった基底的課題はその間、常に意識されていたものの、歴史研究・戦争・軍事の研究は少なく、90年代以降に顕在化した日本の戦争犯罪・戦争責任・戦時性暴力への研究者／市民の参加も足りないことが取り上げられた。本講演では、川田氏や坂本義和氏、石田雄氏、高柳先男氏らの戦争体験に関する記述も紹介されるが、こうした体験を適切に継承し深化させていくべき必要性を改めて実感した向きは少なくあるまい。

また、高柳氏は、「土から育つものいわぬ人々が幸せに生活するにはどうしたらいいか」という視点を抜きにした平和論の虚無性に言及するが、初瀬教授も、平和研究の当事者性が普遍的な意味をもつことを第37号の巻頭言に触れながら確認する。

初瀬教授は、次いで、これまでの研究大会の実績に目を転じ、これを12項目に類型化して批判的に分析した。正鵠を射たその指摘ははまだ耳朶に残るが、このほか記憶にとどめているのは、次のような点である。平和教育が初期に見られた存在感を減じていること、平和主義を掲げる日本国憲法への関心が散発的なこと、日本のナショナリズムへの懸念が不十分なこと、戦争体験の取り上げ方が安定していないこと、ヒロシマからフクシマへ

の視点が弱かったこと、国際開発学会など関連学会が断続的に立ち上がる一方で平和学会の学際性が減衰し、とりわけメディアの役割が低下していること。

その一方で、市民の力や国際的な取り組みへの関心の高まりが初期には見られなかった特徴であるとして評価され、研究大会が多様な分科会の活動によって底支えされているとの指摘もなされた。

全体のまとめとして、初瀬教授は学会活動を総括して、3つの結論を示す。第1、研究成果を民衆に還元するという田畑氏の問題提起は課題のままにある。第2、人類益を説いた馬場氏の議論は全面的に受け入れられている。第3、戦争体験は依然として平和研究の中に適切に位置づけられていない。

そして最後に、「平和の問題」の見方として、戦争からむ平和の問題（米軍基地など）、人道からむ平和の問題（ジェノサイドなど）、人々の生活基盤からむ平和の問題（人々の権利など）、可視化されていない平

和の問題（リスク社会、米国のヘゲモニー）、一国もしくは世界の構成にからむ平和の問題（多文化主義など）、複合現象としての平和の問題（原爆と原発、戦争体験など）が提示され、人道の視点と不可視・可視化の視点の大切さが特に強調された。このほか、変革の主体は誰か、市民社会とは実は何なのか、開放系としての平和問題と科学的検討の両立は可能か、という残された問題の提起もまた知的刺激を誘うものであった。

日本平和学会の研究活動をこのように鳥瞰して見つめ直す機会はきわめて稀であり、初瀬教授というこのうえない名手を得て、本講演は学会員に裨益するところ大であった。その格別の意義に鑑みて、本学会内のみならず社会一般に向けて本講演の内容をそのままお伝えできないものかとも念願している。入念なご準備をいただいた初瀬教授に、この場を借りて改めて御礼申し上げる所である。

(阿部浩己)

部会1（ラウンドテーブル）－「女性・戦争・人権」学会との共催企画「日本軍『慰安婦』問題の現状と解決への道筋－国際社会の動向、東アジア市民社会の連携」

パネリスト：

林博史（関東学院大学）

渡辺美奈（アクティブ・ミュージアム女たちの戦争と平和資料館WAM）

河棕文（ハ・ジョンムン）（韓国・韓信大学）

司会：古沢希代子（東京女子大学）

日本平和学会はこの間、沖縄、原発、歴史認識と日本社会にとって根源的な課題を取り上げ、周縁に犠牲を強いる日本社会のあり方を「これで日本は平和と言えるか」と問うてきた。おりしも、2013年5月の「日本軍」慰安婦と沖縄の駐留米軍による性暴力に関する橋下徹大阪市長の発言は、軍隊ために女性の性を利用することを容認するもので、はからずも、ふたつの問題をつなぎ、それらの問題が今まさに日本に現存することを露わにした。本大会のテーマは「平和の文化～継承と警鐘」であり、右派勢力の拡大によって、歴史的な記憶と戦争責任について学ぶ機会が奪われ、次世代への継承が困難となっている日本の現状を問うものである。本部会は、「女性・戦争・人権」学会との共催として企画され、こうした政治状況において「慰安婦」問題の解決のために平和研究者はどのような声をあげ、行動すればよいのか、また東アジアの市民の連帯が、問題の解決を阻む政治の壁を乗り越えていく可能性について、日韓の歴史学者と国際人権の活動家とともに議論することを目的とした。

まず、「女性・戦争・人権」学会代表の秋林こずえ会員より、同学会の設立の趣旨が説明され、これまで平和学会においてジェンダーの視点から戦時性暴力をはじめとする女性の人権侵害が、平和の課題として十分に議論されてこなかった点について問題提起がなされた。そして本部会が、平和学会におけるジェンダーの視点からの研究や活動の活性化につながることへの期待が表明された。続いて、パネリスト3名から、「慰安婦」問題の現状と解決への展望について分析が行われた。

最初に、林博史会員から、安倍首相や橋本市長らによ

る戦争犯罪の否定発言が、なぜ今の日本社会において受け入れられるのか、という問題提起が行われ、その背景にある社会的な問題が分析された。現代の日本社会において、大衆社会における新自由主義の進行が人々のつながりを解体したことが根源的な問題として存在し、その結果「ジェラシーの政治」や「引き下げデモクラシー」、過剰な「自己責任論」等が台頭し、差別言動がインターネット上で公然化するだけでなく、自民党の憲法改正草案が天賦人権論を否定するなど、人権意識の希薄化に帰結しているという。さらに、戦争責任や植民地責任に向き合っていない日本では、在日コリアンへの構造化・内在化された差別が今日のヘイトスピーチとして表れ、さらに女性の性を男性の所有物とみなす「慰安婦」制度の必要論が公言される事態を招いているという。

こうした問題状況を踏まえたうえで、今後の展望を考えるならば、「慰安婦」問題を中心とする戦後補償運動が1990年代以降もたらしてきた成果に目を向けることが重要であるという。なぜなら、「慰安婦」問題は過去の問題としてだけでなく、女性の人権の蹂躪を許している現代的な問題として、さらに今後の課題としてこれまで一貫して捉えられてきたこと、さらにジェンダー、民族、階級、地域、侵略戦争、植民地支配、多数派と少数派といった、複合的な視点から問題構造を理解することの重要性を示している点においても、極めて現代的な課題であるためだという。また、日本軍「慰安婦」問題と韓国軍「慰安婦」問題についての日韓学生の討論を通して、日本対韓国、日本対中国という国家単位の対抗図式から、帝国主義と人権抑圧の国家権力を正当化する立場

にたつ人々と、市民の人権の視点からそれを批判的にとらえようとする人々の対抗関係として捉えるという、認識枠組み自体の変化が見受けられることが紹介された。そのうえで、戦争責任の総括は、日本および韓国社会の民主化にとって重要である点が最後に指摘された。

次に、渡辺美奈氏より、「慰安婦」問題が未解決である現状について、問題の整理が行われた。すなわち、被害者が名乗り出てからすでに22年を経ても救済されないまま、次々と亡くなっていること、加害国の日本国民が政府に被害回復措置を取らせるという責任を果たせていないこと、東アジアで信頼を構築するうえでの阻害要因となっていること、そして自国の軍による組織的強かん・性奴隷制の被害者に対して、責任を有する国家が賠償する先例を作れずにいることが、主な問題となっているという。また、今後の解決のためには、河野談話の踏襲だけでは不十分であり、旧日本軍の責任を明確にし、当時の人権水準においても違法であったことを認める謝罪と、その証しである補償が必要であること、さらに2008年の自由権規約委員会最終所見において指摘されたように、今後は「公人による否定発言への反駁と制裁」を実質的に可能にする必要性についても言及された。そしてこうした解決策を実現するためには、日本国内での運動の強化と国会での立法、アジア被害国での連携強化、そして国連や第三国による国際的な支援や外圧などが必要となるという。

しかしこれらの対応の中でも最も困難であるのが、日本国内の運動の強化であり、なかでも1995年の「女性のためのアジア平和国民基金（国民基金）」の設立をきっかけとした、比較的リベラルな層と共闘できない分裂は、運動強化の面では深刻な疎外要因であるという。例えば評論等のなかで国民基金の活動を評価し、国民基金が失敗したのは被害者支援団体による反対運動が原因であると非難する議論が続いていることを紹介し、そのような評価が歴史として定着してしまわないように、被害者側・支援者側からの記録をまとめて総括し、国民基金の何が間違っていたのかを記録することは、必要であるという。国民基金の最大の問題は、被害者や被害国の支援団体の声を聴かず、日本国内の都合だけで一方的に決めたプロセスであるとし、具体的には国家が犯した戦争犯罪は国家が補償するという原則を民間募金ですりかえて国の責任を回避しようとしたこと、台湾や韓国など国を挙げて反対したにもかかわらず強引に押しつけたこと、さらに被害者個人に隠れて接触したため不信、混乱を増大させたことなどをあげた。とりわけ被害者自身が判断する主体であると考えず、求めているのはお金のみだというイメージを植え付けてしまったことが問題は大きいと指摘した。

最後に河津文会議員より、韓国社会における問題状況についての報告が行われた。まず、「ニューライト」による『対案教科書 韓国近・現代史』の出版や光復会の「建国節」への反対や日本軍「慰安婦」博物館建設への反対にみられるように、2008年が韓国における「歴史をめぐる内戦」の年であったことが紹介された。またその後も、2011年には東日本大震災への義援金が300億ウォン集まったのに対して、「戦争と女性人権博物館」のための募金は17億ウォンにとどまっていること、憲法裁判所

の違憲判決をめぐる論争、2012年のヒラリー・クリントン前国務長官にならって韓国の外務長官が「性奴隷」への変更を表明したことに「呼称変更より日本との交渉がより重要」と挺対協が反対したこと、一方2013年5月の橋下発言を受けて、韓国内では挙国一致的な批判が行われているなど、錯綜した状況が展開されているという。

こうした入り組んだ議論が展開しつつある状況において解決の道筋を模索するならば、その原則は内外における歴史問題の争点化の類似性への着目、特に「結果」より「過程」から得られるものへの目配りが必要であるという。特に「慰安婦」に関しては、国家の相対化としての主体の組み直しが行われることで、内なる「障害物」を峻別し、克服することの重要性が強調された。こうした視点をもつうえで、「被害者らの基本的人権を侵害し、憲法違反にあたる」と判示した2011年の憲法裁判所判決が大きな転機となったという。他方で、韓国における「反日」にはニューライトの問題に代表される「ネジレ」が存在すること、反共＝反北に依存した国家主義と民族主義の融合としてのナショナリズムの問題が、韓国近現代史をめぐる「内戦」の激化をもたらしているという。事例としては、2013年5月に教学社の教科書に「金九・安重根をテロリストと見なす」、「従軍慰安婦は性売業者である」という内容が盛り込まれたとの疑惑が持ち上がったこと、また2011年5月に設立された「韓国現代史学会」がニューライトの担い手となっていることが紹介された。そのうえで、「慰安婦」問題をめぐっては「民族の受難」として捉える視点を克服し、むしろ普遍的なジェンダー問題を追及するという新しい試みを通して、現在も続く「女性への戦時性暴力」問題として捉えなおすという、理念の再構築が求められていることが強調された。

その後の質疑応答における主な論点としては、韓国の状況に関して、2011年の憲法裁判所判決以上に、2012年の大法院判決は踏み込んだ歴史認識を示した点に関連して、韓国において司法が果たす役割について、また、韓国の民族主義への理解が日本では十分ではないが、両国が違いを乗り越えて普遍的な人権問題として「慰安婦」問題を解決する意義について質問が出された。河氏より、司法判断が「慰安婦」問題における国家の相対化を可能とただけでなく、韓国における民主主義の強化につながっていること、また韓国建国時の親日派の問題から続く「ねじれた民族主義」について、日本側による情況の理解が必要であることが指摘された。

また、他国における性奴隷制度との比較研究の必要性や、女性たちの連行時の「狭義の強制性」にこだわる議論の土俵に乗ることの是非についても質問があり、林会員から、他の地域の研究者から性奴隷に関する情報を提供してほしいこと、さらに実証的な研究に携わる人材が不足していること、批判勢力の設定する土俵に乗って一つずつ実証的に反論していくことも必要であること、問題意識を一部でも共有できる場合には、「大異を捨てて小同につく」ことも時には必要であることが指摘された。

さらに、今後の展望について「絶望的」であるが立場が異なる人々との対話も必要ではないか、との質問については、渡辺会員より、22年の年月の重みを考えるならば、未解決のまま、または国民基金によって解決したこ

とにすることは、「慰安婦」問題のみでなく、他国における性暴力の被害者の希望をもなくしてしまうことになる点で、やはり問題を抱えていることが指摘された。

最後に、「平和の文化」を語る際の「平和」の定義については、日韓の市民がお互いの平時の生活にまなごしを送りあうこと、自分が人間らしく生きていけるように、周りの人々も同じように扱われることを求めること、そして平和ではない状況を見つめてそれを正していくこと、その際に自分の責任がどこにあるかを考え、日々作り続けるしかないもの、といった定義がそれぞれのパネリストから提示された。

日本軍「慰安婦」制度は、家父長制と軍事主義が結合して構築された女性の人権を蹂躪するシステムである。大戦後の世界でも「慰安婦」的存在は再生産されてきた。

しかし、加害国と被害国双方のナショナリズムは、己が受けた傷しか目に入らず、「国家」や「民族」の利害でしかこの問題を見ようとしめない。本部会では日韓の市民社会で起きている厳しいバトルが浮きぼりにされ、右派の言動のみならずリベラル勢力の脆弱さも指摘された。しかし、こうした対立、摩擦、消耗はまごうかたなき双方の市民社会の現実であり、冷静な相互理解こそ連帯の基盤である。本部会の結論にかえて、平和研究や実践にかかわる者すべてが、「慰安婦」問題の解決は「女性の人権を打ち立てるといふ人類普遍の課題である」(林氏)という理想を掲げ、「内なる障害物の峻別と克服」(河氏)のための知恵と筋力を持ち、「それぞれが語り出す」(渡辺氏)ことを提起したい。

(清水奈名子・古沢希代子)

部会2「平和的なコミュニティの創造」

報告：田中勝（現代美術・映像作家）「コミュニティの平和創造におけるアートの力」

報告：榎井縁（大阪大学）「多文化共生の実践を通じた地域づくり」

報告：杉浦真理（立命館宇治中学校高等学校）「個人と社会を結ぶシティズンシップ教育—社会科の授業実践を通して」

討論：村上登司文（京都教育大学）

司会：奥本京子（大阪女学院大学）

日常の生活の中に平和の価値を実現し、平和的なコミュニティを創造するための具体的で現実的な道筋を探ることで、平和への展望と確信を獲得することができるだろうが、そうした試みは、先駆的な学校教育実践のみならず、市民の社会運動の中でも様々に展開してきた。本部会では、それらの取組みを、＜生涯学習としての平和教育＞ととらえることで、今日の平和教育が直面する課題を克服する可能性と展望が報告・検討された。

田中勝氏による「コミュニティの平和創造におけるアートの力」と題する報告では、「コミュニティ」の「平和創造の場」における「アートの力」を、「動的な平和 (dynamic peace)」としてのアートの力に焦点を当てて検討された。その際、東日本大震災以降の東北におけるアートの取り組みとして、『「時の蘇生」柿の木プロジェクト』による平和の継承、作品『折り鶴ヒコーク：フェニックス (不死鳥)』による平和のメッセージ、作品『絆』、『I will never forget you! (私はあなたのことを忘れない) 負けでたまっか!』作品展の諸事例に即して報告された。

本報告で取り上げられたアート作品のどの現場でも訴えられてきたのが、「私たちのことを忘れないで欲しい」とのメッセージで、それぞれの作品は、それぞれの「コミュニティ」が課題とするテーマと人 (コミュニティの構成員) に「寄り添う」ことから出発していることが指摘された。芸術平和的思考では、平和の大地をゼロと考え、暴力をマイナス要因と考えた場合、このマイナスをゼロまで持っていくには、明らかにプラスの存在が必要であり、その存在こそが、「寄り添う」ことから始まる「平和創造におけるアートの力」である。そして、それぞれの「コミュニティ」において、「協働」する一人一人は、傍観者や見物人ではなく、アートの表現 (力)

を通して平和のメッセンジャーとしての主体者となり、「コミュニティ」のなかに「平和創造の場」としての確かな居場所を確認することが報告された。報告後の質疑で、平和創造における作り手と受け手の立場についての質問があり、美術家宮島達男の「アート・イン・ユー」の概念が報告者から紹介された。

次に、榎井縁氏による「多文化共生の実践を通じた地域づくり」との報告は、自治体設立の国際交流協会における多文化共生の取り組みに関するもの。日本では多くの外国人・外国にルーツを持つ人びとが地域で暮らしているにも関わらず、かれらが権利の主体でありコミュニティの構成要員であることが十分に認知されていないのが現状である。「とよなか国際交流協会」では、DV被害者など解決の見通しが立たないような人びとの受け入れを通して、支援者に適応する規範的外国人が想定されていたことが明らかになり、本当の意味で支援を必要とする「行き場のない (支援からこぼれおちていく＝周縁化される) 外国人が「ただ居ることのできる場所」づくりを目指し、外国人の女性と子どもにフォーカスを当てた事業展開をする。

その結果かれらが奪われた力を取りもどしていく姿が見いだされる。マジョリティである日本人があたりまえと思っている拘束的な知識こそが、実は外国人を排除する仕掛けであり、そのことを捨てる「学びほぐし」

(Unlearn)こそが、外国人も含んだ多様な人びとを許容していく鍵ではないかと思われる。地域のつながりの中で関係性が変わり、かれらも暮らしやすい社会へと自分たちが変容しようとする行動をつくっていく必要がある。

最後に、杉浦真理氏による「個人と社会を結ぶシティズンシップ教育—社会科の授業実践を通して」と題され

た報告では、シティズンシップ教育は近年注目されている理論・実践だが、安上がりにより市民を動員するための「上からのシティズンシップ教育」のようなものもみられるという。本報告では、生徒の生活や居住地域の願いを叶えるために行政をどのように使えるかという視点に立ち、議会機能に着目して、そのリテラシーに迫ることによって、「下からのシティズンシップ」を実現する報告者自身の実践に即して論じられた。

調査やインタビューなどを駆使して地域の課題を発見する。そして、そうした地域の課題や願いを実現するための具体的方法（手続き）として、議会に請願書（福祉、教育、環境、交通など）を提出するプロセスを学習する。現実的・効果的な請願書を作成することを通して、生徒らに、自分達の地域を創る担い手としての力量を獲得させることができる。

こうしたアクティブなシティズンシップ教育は、次のような教育観のパラダイム転換を迫っていると考えられる。①政治的リテラシーを高める。②協働学習の必要性。政策主体としての市民を育てるには、グループワークによる知恵の出し合いが重要である。③地域政治主体へのアプローチ。平和な社会を市民（住民）として参加し、非暴力的な民主主義の手段を行使できる力を、生徒グループの連帯の中で獲得する。④下からのシティズンシップ教育の有効性。地域の願いを知り実現するために、

家族や同じ地域の生徒たちの願いを交流し組織する。そのために、現状分析とそれを乗り越える政策的アプローチの学習を通じて、アクティブな政治的リテラシーを獲得する。〈参考〉報告の杉浦実践の具体例については次の文献を参照。杉浦真理著『シティズンシップ教育のすすめ』法律文化社刊（2013年）

以上3報告を受けて、討論者の村上登司文会員から以下のような指摘・総括がなされた。田中報告では、アート活動による平和創造が人々に一体感を与え、参加体験を共有するものであることが示され、聞く側を勇気づけた。榎井報告では、豊中の「多文化共生の社会」を目指すきめ細やかな事業実践が報告され、人々が寄り添って生きる可能性を示した。杉浦報告は、政治教育を政治的教養の教育に留めるのではなく、民主的な政治参加の知恵と力を持った中高生を育てる政治教育の実践であった。3報告とも、「平和的コミュニティの創造」の実現に向けて積極的平和をつくる実践の報告であった。それは、民主主義の実践、人々の福祉と幸福（コミュニティ内のつながり、困っている人への寄り添い、他者への関心や関わり、学習権の保障、政治的参加の自由）の実現である。今回の部会報告により、「平和的コミュニティの創造」が平和学独自の研究対象になり得るテーマであることが示されたといえよう。

（竹内久顕）

部会3「3・11後の平和研究①—分断を見据え乗り越えるために」

報告：吉野裕之（子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク）「福島の現実を生きるということ」

報告：猪瀬浩平（明治学院大学）『「知を編み直す」：原子力災害と生きるための人類学へ』

報告：鬼頭秀一（東京大学）「水俣病事件との対比から—分断を乗り越えるために—」

討論：蓮井誠一郎（茨城大学）

司会：藤岡恵美子（法政大学）

本部会は、3・11後の平和研究にとっての課題を問うという連続企画の第一回として企画されたものである。福島第一原発の事故後、放射能汚染をめぐる、避難すべきか否か、食べるべきか否か、瓦礫や汚染廃棄物を受け入れるか否かで対立と亀裂が生まれ、それが放射能汚染への個人・地域レベルの対応をいっそう困難かつ複雑にしている。こうした分断、亀裂、対立、困難のありかを見定め、それを乗り越えるためにどのような〈知〉と行動の指針を提示できるのか、大学と大学人はどんな役割を果たせるのか、本部会のテーマである。

報告（詳細は平和学会ウェブサイトの「研究大会・集会」のページを参照されたい）

吉野氏は分断を生む根本原因が放射線量にあること、線量の違いによって、避難した人／しなかった人、避難した人の中でも移住した人／帰還を考えている人とさまざまな線が引かれている現実を報告した。しかも、線量の人々の生活に沿って細かく正確に測定されているわけではないため、個人々が判断しようにもできないもやもやした状態が続いている。

そうした立場の違いを問わずに、すべての原発被災者

と子どものニーズに応じて支援するという趣旨の「原発子ども・被災者支援法」（「支援法」）が2012年6月に可決されたにも関わらず、1年経っても具体的な支援策が決まらない。最大のネックは、支援対象を決める基準となる放射線量を定められないという問題である。事故前の基準である1mSvに定めると、支援対象に関東の各地も含まれることになり、福島県で起きているような分断が福島県以外でも起きてくる。巨額の費用がかかるという問題もある。

吉野氏らの市民運動は、立場の違いに関わらず支援するという趣旨の「支援法」を分断を乗り越える方策にしたいと考えている。今後、どこで原発事故が起きるか分からない中で、全国の人々に支援法を知ってもらい、今後の事故対策にも役立つものにしたい、そうでなければ福島の人々の苦しみは報われないという言葉は重く響いた。

鬼頭氏は、水俣病事件との比較を通じて原発事故の被害をどう捉え補償をどのように考えるべきか、そして水俣での「もやい直し」の経験をどう生かせるのかについて報告を行った。事故による被害は計量可能な損害ばかりではない。山菜や自家栽培の野菜を近所に配ったり、

客人のもてなしに使ったりといった非貨幣的な経済や地域コミュニティの関係性も破壊され、地に根ざして生きることの総体が奪われたのだと鬼頭氏は指摘した。補償は貨幣経済を元に行われるが、被害は非貨幣経済的なものも含むため、貨幣経済的な補償がさらに分断を生むという構造になっている。

水俣病事件から学んだことは、第三者の被害観が客観性・平等性・中立性に忠実であろうとするため、被害を特定の狭い健康被害に限定しようとする傾向があり、加害者の被害観になってしまうことであった。第三者の研究者には政策論的に上から俯瞰的に捉える傾向（政策論的な視点）があるが、患者の生の個性性にこだわってみていくこと（地を這う視点）が必要だと指摘は、研究者にとどまらずすべての人にとって示唆に富むものであろう。分断を乗り越えるためには、現在進められている「除染—掃還モデル」はうまくいかず、移住も視野に入れながら50年～100年のスパンで考えていく必要があるのではないかと提起した。

猪瀬氏は、分断は外から観察できるものにあるというより、私たちが何ができなかったのか、何をしようとしなかったのかという問いの中にあるのではないかと提起する。事故を忘却しまいとしている人たちと、忘却しているように見える人たちの間をどうつなぐのかという問題提起である。

大学でも、関心がないのではないかという思い込みにより、教員間の横のつながりをつくることができなかった。だが、一見関心がなさそうに見える教員もよく聞けば事故後にシラバスを変更したり、福島の子どもの保養に関心を示したりという例があった。また、学生とも福島でボランティアをすべきかどうか、という難しい問題も議論すべきだったのに避けてしまった。

分断を分断と認識しつつそれを乗り越えていく営みはかなり苦しい作業であり回避してしまいがちだが、それを回避しない対話の試みも行われている。窪川原発反対運動の元リーダーで放射能汚染地帯で農業を続けることに否定的だった島岡幹夫氏が、汚染された土地で農業を続けるという農家の決意をきいて一瞬沈黙し、その後その農家の決意を支持したというエピソードが紹介されたが、その「沈黙」を受け止めることなしに、新たな（知）は開かれていかないのではないかという提起は示唆的であった。

討論

蓮井氏の討論および会場との質疑応答の議論は、おも

に次の3点にまとめることができる。

(1) 分断を生み、広げているものは何か： 線量の濃淡があり、リスクに対する考え方の違いがあるため、「正解」がなく、個人々が判断せざるを得ないという状況にあって、自分が下した判断を否定されることは、生き方や価値観を否定されることに通じるという吉野氏の指摘は、心理的な対立や亀裂が大きき要因の一つとなっている現状を考えれば非常に重要だと感じた。とくに議論となったのは専門家の役割である。専門家が危険だ／危険でないという対立を現場に持ち込むことで分断を生み、広げている点をどう考えるべきか。鬼頭氏は、健康被害を「見つけに行く」というような姿勢ではなく、現地で極めて複雑な状況で暮らしている人たちと一緒に考え行動していくことが重要で、そうでなければ研究者が結果的に分断に加担することになると指摘した。

(2) 分断を乗り越えるために何が求められているか： 線量が低い地域に住む者が意見を言えるのかと躊躇してしまうことについて、吉野氏は同じような迷いを避難した人がとどまっている人に対して感じていると指摘したうえで、たとえば東京の人たちが取り上げる問題が福島に「逆輸入」されることによって、福島の人にも認識をあらたにするという効果もあると述べた。現在の課題に引きつけて言えば、除染しても線量が下がらない状況の中で「除染—掃還モデル」は自治体継続のための政策になっており、これを超える枠組みが必要であることが明らかにされた。また分断を緩和するためには、損害に対する補償という考え方ではなく、被害をトータルに把握した上で、潜在的健康リスクに対応するための健康診断・早期治療体制の確立などの政策が必要であることが指摘された。

(3) どう「もやい直す」か： 鬼頭氏は50年、100年先を見据えた新たな「ふるさと」の「復興」の枠組みを考える必要があると提起した。吉野氏は、「支援法」を全国的に共有し、これを協力して推進することにより分断を乗り越えることができると訴えた。これは被災地であるなしという分断を越えて「もやい直す」ための実践の一つと言えるかもしれない。

会場からの意見提起にあったように、分断を二項対立的に捉えるのではなく、「安全派」「忘却しようとしている人々」との関係作りを模索することの中にこそ、分断を乗り越えるためのヒントがありそうである。今後の議論のポイントの一つだと感じた。

(藤岡美恵子)

部会4（開催校企画部会）：「昂進する軍事化に抗う」

報告：アンドレアス・ザイフェルト（軍事化情報協会）「ノーベル平和賞受賞者・欧州連合の軍事化」

報告：崔勝久（No Nukes Asia Actions Japan[NNAA-J]事務局長）「原発体制に立ち向かう国際連帯運動をめざして」

報告：藤目ゆき（大阪大学）「広島湾地域の軍事化と性暴力」

報告：山根和代（立命館大学）「平和博物館の展示改変に対抗する草の根の取り組み」

司会：松野明久（大阪大学）

イラク戦争10周年となる今年、一層の「軍事化」が世界各地で進んでいる。対話を拒否し、力で屈服させようとする「軍事化」は、競争・利潤を絶対視し、敗者に自己責任を求める新自由主義の帰結にほかならない。日本においては、近年新国家主義が昂進しており、それは今大会の開催地、大阪でも戦闘的なかたちで現れている。かかる状況をふまえ、本部会は国際政治、地域、ローカルなレベルといった多次元に及ぶ軍事化の現状を明らかにし、その克服を討論する趣旨で開催された。報告書は4名であった。

最初の報告者、Informationsstelle Militarisation (軍事化情報協会) のアンドレアス・ザイフェルト

(Andreas Seifert) 氏は、「ノーベル平和賞受賞者・欧州連合 (EU) の軍事化、あるいは戦闘服のノーベル平和賞受賞者」と題する発表を行い、2012年ノーベル平和賞を受賞したEUが、1992年以降「共通外交安全保障政策」の下に軍事的手段を強化してきたプロセスを論じた。その結果、EUの中の大国の利益を守る、そしてそうした大国がもつ大軍需産業が利益を得るようなシステムが構築されてきている。果たして、EUは「平和的」というラベルをつけるに値するのかと、ザイフェルト氏は問うた。

崔勝久氏 (No Nukes Asia Actions Japan [NNAJ] 事務局長) の団体は、日本、韓国、台湾、モンゴル、アメリカの市民が一緒になって昨年結成し、福島原発事故を起こした原発メーカーのGE、日立、東芝を相手に、彼らの社会的、道義的責任を問う裁判を起こす計画である。崔氏は、その発表「原発体制に立ち向かう国際連帯運動をめざして」において、そもそも排斥の論理とは限られた資源を奪い取っていく戦いへ自己を(相手に対して)用意する論理であるが、国境を越えた反原発運動が依って立つ反植民地・反差別・反競争の原理は究極的には反排斥の原理なのである、これに対し多文化共生における「共生」はかつての五族協和や大東亜共栄圏といったスローガンにみられるように統治の思想からくるものがあると述べた。そして依るべき原理を問うならば、日本の変革を展望すべき反原発運動において目の丸を掲げる右翼とはパートナーを組めないのではないかと、崔氏は問うた。

藤目ゆき氏はその発表「広島湾地域の軍事化と性暴力」において、米軍基地のある岩国で米兵を相手とする接客女性たちの被害が不可視化されてきた構造を論じ

た。朝鮮戦争、ベトナム戦争の時代、性売買は米軍用公娼制度として統制され、接客女性たちは性病検査を通じて管理されていた。そんな中、彼女たちは多くの殺人事件に巻き込まれるが、政治的タブー及び社会的差別から、地元以外で報道されることはなかった。その後、遊び場の広域化、外国人女性の流入によって、矛盾はより弱い立場の女性に転嫁され、暴力の不可視化が進んでいる。こうした岩国の状況は広島湾地域の軍事化の一部としてあり、平和都市ヒロシマのイメージとはうらはらに同地域の軍事化は今日一層激しく推進され、性暴力が助長される構造が築かれている。軍事化が性暴力を構造化する過程には常に日本社会に根ざす差別が作用していると、藤目氏は指摘した。

山根和代氏の「平和博物館の展示改変に対抗する草の根の取り組み」は、軍事化の一環として続いている平和博物館の展示改変の動きへの市民の抵抗についてはピースおおさか(大阪国際平和センター)を事例に論じた。市民の根強い働きかけで設立されたピースおおさかは1986年に限定的ながら加害の展示を開始したが、これが90年代以降右翼団体の攻撃にさらされている。さらに、自民党議員によるピースおおさかの解散要求、橋本府知事時代の人員削減などによる危機もあった。ピースおおさかはこれらの危機をなんとか乗り越えてきたが、その背景には「ピースおおさか市民ネットワーク」という草の根の運動がある。現在、橋本市長による「両論併記」の要請によりリニューアル構想が進められており加害展示が存続できるかどうか予断を許さない情勢だが、日本は平和博物館運動がある唯一の国、民立民営の博物館も少なくない、こうした草の根の取り組みに大きな支援が求められると、山根氏は結論を述べた。

以上、4つの発表は軍事化が国際的、地域的、そしてローカルなレベルで多元的に進んでおり、しかも不可視化された状況の中にあること、問題は原理的なレベルにまで及ぶものであることを明らかにした。質疑応答の時間には、会場からもこれほどまでに軍事化が進んでいるのかといった驚きの声寄せられ、ピースおおさかの展示をめぐる草の根の運動を支えるためにも全国連絡会が必要ではないかとの意見も出された。本大会は橋本発言(「慰安婦」について)の騒動が収まらない中で開催されたこともあり、「慰安婦」問題をめぐる部会Iのセッションと共通する部分が多いにあった。

(松野明久)

自由論題部会 1

報告：谷整二 (広島大学) 「広島原爆投下時における避難の実態—中等学校生徒の場合—」

報告：繁沢敦子 (広島市立大学院) 『『幻』の STINKO プロジェクト—終戦直後の原爆フィルム』の起源と変遷、封印をめぐる

討論：根本雅也 (一橋大学院)

司会：山田康博 (大阪大学)

自由論題部会 1 では、谷整二会員 (広島大学) による「広島原爆投下時における非難の実態—中等学校生徒の場合—」と、繁沢敦子会員 (広島市立大学) による『『幻』の STINKO プロジェクト—終戦直後の原爆記録フ

ィルムの起源と変遷、封印をめぐる—』の 2 本の報告があった。

谷会員からは、1945年8月6日に広島で原子爆弾を被爆した中等学校生徒の避難の実態に関する報告が

あった。広島における原爆投下に関する調査研究や記録、資料は膨大な量にのぼるが、被爆の実態を科学的根拠を持って総合的に究明した研究が存在しないというのが、本研究の前提である。本研究は、被災者の数や死者数、さらには爆心地近くの人的被爆状況といった、基本的な数字ですら明らかにされていないことを指摘する。そこで本研究では、被爆による影響の実態を後世に伝えるために、避難の実態を、①資料や証言記録、②現地調査、③科学的知見の重視という姿勢に基づき、④反証可能な表現を用いた、客観的事実による実態解明が目指された。その上で、本研究では、被爆影響に関する今後の研究が、根拠に基づく総合的な解明を目指すために、避難に関する客観的事実や状況分析が展開された。

繁沢会員の報告は、第2次世界大戦の終戦直後に米陸軍航空群が実施していた STINKO プロジェクトについて、その実態を明らかにし、その目的や意味をとらえ直すことを目的としていた。今回の報告では、特に STINKO プロジェクトの一環として撮影され、最近になって見つかった、被爆から一ヶ月後の長崎の動画映像を主軸に据え、分析が展開された。陸軍航空軍戦略航空軍の広報作戦として実施された STINKO プロジェクトについては、これまで公式の命令書や報告書が見つからないことから、全体像や目的などについてわからないことが多かった。このたび、報告者が発見した白黒映像の中から、撮影者の名前が判明したことから、この新発見を基に、プロジェクトの目的を問い直し、さらにはその存在が封印されてきた理由を明らかにしようとした。本報告では、STINKO プロジェクトがもたらした結果として、①ソ連との冷戦に向けて、原爆という新兵器を戦後の軍備において位置づける一助となった点、②陸軍航空軍戦略航空軍によるカラーフィルムを使った映像記録という、より規模の大きい本格的な撮影に結実した可能性という2点が指摘された。

谷会員および繁沢会員に対して、討論者の根本雅也会員（一橋大学）から、自由論題という部会の性質にかかわらず、2つの報告には「受け継ぐ」ということへの警鐘」という共通点があることが指摘された。2013年度春季研究大会の大会テーマは、「平和の文化～継承と継承」であった。まさに本部会の報告はともに、継承の必要性を論じるだけでなく、継承される方法や内容に対する問い直しという、警鐘作業に取り組んでおり、大会テーマ

と合致する内容であった。谷会員の報告は、避難に注目することで、「原点の空白」を客観的事実に基づき探求しようとしており、繁沢会員の報告は、米国が「原点」をどうみており、何を残し何を消し去ろうとしたのか明らかにしようとしていた。これらの指摘の後で、根本会員からは、両報告者に対し、原点の空白を探求することで、私たちは何を見直し、何を掘り起こし、なぜそのような作業をしないとイケないのか、また、何を継承して何に警鐘を鳴らす必要があるのかという問いが投げかけられた。

フロアからも活発に質問が出された。事実を解明することだけでも十分意義深いことであり、現代における意義まで問おうとする討論者は早急すぎるという指摘や、平和学という枠組みの中で両報告を位置づけるとどうなるのかといった質問があった。また福島の今後について、両報告者からどのような教訓が導き出せるかといった質問もあり、広い意味での「被爆体験」をめぐる議論が展開された。

激しい雨の中での朝一番の部会だったが、非常に活発な部会とすることが出来た。報告者および討論者をはじめ、司会者、さらには最後まで参加して下さった皆様に心より感謝したい。

(柄谷利恵子)



(自由論題部会1 左から、討論者、報告者2名および司会者)

自由論題部会2

報告：川口徹（早稲田大学院）「平和活動を行う地方自治体の構造-有事法制を巡る長野県における县市町村の動態分析-」

報告：盧相永（大阪産業大学）「1990年代以降における韓国女性政策の変化と焦点—ジェンダー視点から—」

討論：進藤兵（都留文科大学）

司会：湯浅正恵（広島市立大学）

日本平和学会の2013年度春季研究大会の2日目、最終セッションの一つとして開催された「自由論題部会2」の様子を簡単にまとめた。

自由論題部会2は湯浅正恵会員（広島市立大学）の司

会のもと、川口徹会員（早稲田大学大学院）による第一報告「平和活動を行う地方自治体の構造-有事法制を巡る長野県における县市町村の動態分析-」と、盧相永会員（京都世界人権問題研究センター）による第二報告

「1990年代以後における韓国女性政策の変化と焦点—ジェンダー視点から—」の構成で行なわれた。二つの報告については、進藤兵会員（都留文科大学）が討論者としてコメントを行なった。

＋第一報告 「平和活動を行う地方自治体の構造—有事法制を巡る長野県における県市町村の動態分析—」

第一報告は、中央政府の専管事項とされる安全保障（国家安全保障）が住民の安全や暮らしを脅かす場合地方自治体は関与するという前提から出発している。特に地方自治体の内部では、多様なアクターの活動が予想され、その活動は、県境を越えて隣県に波及しているのであろうか、というのが問題意識であった。

報告は、「中心である中央政府」と「周辺である地方自治体（都道府県・市町村）」を据えて、地方自治体の構造を捉えている。国家安全保障に関与し平和活動を行う地方自治体の動態分析を目的とする。地方自治体の平和活動は、政策空間が拡大するにつれて希釈拡散することを明らかにしようとした。具体的なケースとして、他の都道府県と比較し、有事法制に反対・慎重を示す意見書が多い長野県における、県市町村の動態に焦点が当てられた。

川口会員による第一報告が終了した後、最初にフロアーの参加者から報告内容に関する事実確認が行われた。いくつかの例をあげると次のとおりである。最初に「地方自治体の平和活動」の定義と結論に関する確認、有事法制への態度を議会による意見書のあり方・首長の発言で測ることの妥当性についての確認があった。次に、報告者の「地方自治体の平和活動は、県境を越え隣県に波及しているのであろうか」というリサーチ・クエスチョンに関し、有事法制に対する地方自治体の反応は、「隣の県がやっているから、自分の県もやる」という類のものなのか、という確認等があった。

事実確認に次いで、討論者をつとめた進藤会員が以下のようにコメントをした。主たる内容を要約すると次のとおりである。①憲法学では地方自治と平和というテーマについての議論が進んでいるし、資本主義国家論など

も本研究の分析枠組みを発展させる上で参考になるだろう。②ケースで扱った長野県については、政治的オリエンテーションを含めた研究を行う必要があるかもしれない。③本報告では、国民や県民の間で有事法制に対す関心は、最終的に低くなったとされているが、これを報告者はどのように評価しているのか。

また、これまで地方自治体と平和活動に関し、政治過程からのアプローチによる分析枠組みはないので、研究のさらなる発展が望まれる。

＋第二報告 「1990年代以後における韓国女性政策の変化と焦点—ジェンダー視点から—」

盧相永会員による第二報告は、韓国の女性政策に関する分析と考察であった。報告を通じて1990年代以降の変化が紹介された。1980年代以降の民主化運動が、その後韓国の女性政策に影響を及ぼしたことや、女性の政治社会への参加や戸主制（戸籍制度）の廃止、社会構成員の認識変化に伴う女性政策の転換などが具体的に紹介された。

急速な変化も見られる一方で、女性の学歴と経済活動が必ずしも正の相関関係にない点なども紹介されジェンダーの視点に基づく今後の課題も指摘された。

討論者である進藤会員は大きく三点に関して言及した。①研究を行なう上で、報告内容の問題提起がやや抽象的である、②先行研究の批判的な整理と研究上の仮説の立て方についての工夫が求められる、③「単一民族」または朝鮮半島の歴史にみる女性問題について、の質問・コメントである。

また、最後に進藤会員は、平和学会で報告を行なう上で「平和」との関連性についても質問を行なった。湯浅会員（司会）やフロアーの人びとからも戸主制と戸籍制度の違いなどについての質問、事実確認があった。

学会の最終セッションの一つであったためにそれほど多くの参加者はいなかったが、だからこそ密度の濃い報告と討論が行なわれることができた。

（金敬黙）

分科会報告

□「環境・平和」分科会

報告：稲垣聖子（立教大学大学院生）「支援活動の新たな試み—水俣病センター相思社の活動（1977～1989）」

討論：笠井賢紀（龍谷大学）

司会：嶋原敦子（仙台高専）

本分科会では、稲垣会員からまず「支援」とは何かを問い直す手掛かりとして、水俣病をめぐる支援活動の中でも水俣病センター相思社の活動を事例とした報告がなされた。

相思社の活動の背景には、第1次訴訟勝訴判決後、水俣病は解決したかのような社会認識が持たれ、水俣病に

対する社会的関心の薄れとともに運動が低迷していくという社会背景があった。また認定された人々にとっても、補償されたからといって水俣病が治るわけではなく、病との闘いは一生続く孤独な闘いであるという現実が残された。そうした中で始まった相思社の活動、とりわけ生活部及び実践学校・生活学校の活動は、従来型「支

援」の中心にあった「直接的に被害者を支援する」活動の枠組みから大きく逸脱する活動だったという。

まず合成洗剤追放の活動と結びつけたせっけん販売・普及活動に始まる生活部の活動は、「暮らし」という具体的で身近な問題から水俣病を考えるための試みだった。また水俣実践学校は、相思社に宿泊して農作業や漁の手伝いをしながら、被害者たちとの日常生活を通して水俣病問題に出会い考える試みだった。さらにこのプログラムを1年間に拡大させた生活学校は、1年間かけて被害者たちの暮らし方やその技術を学ぶこと、身体を伴って水俣病を理解する試みでもあったとされる。

これらへの参加者は、「暮らし」の場で被害者達や地域の人達と出会うことになり、一方活動の中で「技術を教える」役割を担う被害者たちは、被害者である前に「生活者」として参加者達と関わり合う。これによってともに仕事をする場、喜びを共有する場が構築され、被害者と参加者の間に新たな関係性及び地域社会内のネットワークが築かれていくことになったという。

「暮らし」を通して水俣病を考えるこの試みは、それまで水俣病問題に直接関わりをもたなかった人々にも水俣に関わるきっかけを提供し、また被害者以外の地域の人たちとの新たな回路が築かれ、活動にも広がりをもたらされた。さらに参加者自らの暮らしがチツソに象徴されるような科学技術文明に依存していることを気付かせ、自らも加害者になりうることを自覚させることにもつながった。それによって加害者にならないような暮らしのあり方を考え、出来る限り依存しないで暮らす試みとしての活動でもあったと言えるという。そして水俣病事件に象徴されるような、誰もが加害者性から無縁ではありえない科学技術文明がもたらす問題という共通項を踏まえれば、東日本大震災後の原発事故がもたらしている様々な問題を考えていく上でも、この活動は大きな意義をもつと結論づけられた。

これに対して討論者の笠井会員からは、本報告の前提にある「水俣病問題の普遍性」とは具体的にどのようなことか、社会的関心が高まることによってどのようなことが期待されるのか、などいくつかの確認事項が示された後、身体性を伴う「暮らし」を伝えることが、情報

伝達の方法としても運動の方法としても大きな意義があったことへの評価が示された。その上で、とりわけ非経験者が「伝える」という行為のもつ意味に対する深い考察がなされ、経験者の語りを他者へと語りつづ語り（非経験的語り）は、どのような動機のもとで、何を伝えるのか、またそれが伝わった先にはどのような未来が描けるだろうか、という問いが発せられた。その中で、非経験者が「語る」「伝える」行為は、代弁ではなく主体性としての「語り」であると同時に、やがてそれらの「語り」は非経験者自身の学びとなり、語り手自身にも変化をもたらすという積極的意義をもちうるという見解が示された。また非経験者が事実を伝えることによって、「不可視化」という共犯関係に対する疑義の表明となりうることも併せて指摘された。

最後に会場からは、水俣病の公式発見から20年ほど経てからこの活動が始まったことの意味、「加害者性」が結びつくことの難しさ等についての多くの質問がよせられた。これらに対して稲垣会員からは、より直接的な支援が求められた当初に比べて、認定・補償に関する制度的枠組みができ、他方で未認定問題が深刻化していく中で、いずれ当事者がいなくなる（第1次訴訟に関わった人がいなくなる）という意識が芽生え始め、その時期にこのような活動が摸索され始めたことが説明された。

また加害者性の自覚の難しさは、水俣病事件に直接関わりがなかった人々にとっての難しさだけでなく、被害者であっても加害者性を持ち合わせてしまうという難しさも同時に存在した点があらためて稲垣会員から指摘された。こうした工業化社会が内包する根深い問題に対し、一方を断罪することだけでは真の解決にはならず、社会のあり方そのものを問い直すことの必要性が説かれた。誰しも加害者性から無縁であることは不可能であるがゆえに、「暮らし」の見直しを通して、加害者一被害者という2項対立の構図をどう乗り越えて新しい関係を作り上げていけるかが問われているのであり、その意味でも相思社の活動は現代社会に多くの示唆を投げかけているということが確認された分科会となった。（鳴原敦子）

□「平和と芸術」分科会

報告：土肥幸美（ヒロシマ表象研究者）「朗読劇「少年口伝隊一九四五」を通じた原爆体験継承の取り組みについて」

報告：清水章代氏（パフォーマー&「おおつち さいがいエフエム」パーソナリティー）

「禎子ちゃんと私：一人芝居『kamiのある暮らし』が問う平和のカタチ」

応答：湯浅正恵氏（広島市立大学）

司会：福島在行（「平和と芸術」分科会責任者、平和博物館研究者）

今大会の「平和と芸術」分科会（2013年6月15日於：大阪大学豊中キャンパス）では、土肥幸美「朗読劇「少年口伝隊一九四五」を通じた原爆体験継承の取り組みについて」、清水章代「禎子ちゃんと私 一人芝居「kamiとの暮らし」が問う平和のカタチ」の2報告を実施した。参加者は約15人。（福島在行）

1 土肥報告・討論要旨

(1)発表要旨

本報告は、広島市の市民による朗読劇『少年口伝隊一九四五』（井上ひさし、2008年初演、以下『口伝隊』と呼ぶ）の上演実践とその影響について報告するものである。報告者がこの実践に強く惹きつけられたのは、この実践によって、それまで原爆／戦争に関する問題にほとんど

関心を持ってこなかった役者や制作スタッフが、これに関心を持つようになったり、これを自分の問題として考えることができるようになったりしていたからである。

『口伝隊』実行委員会のプロデューサーである富永芳美氏へのインタビューによれば、『口伝隊』実践を行う理由は、役者が『口伝隊』に取り組むことで成長する点にあるほか、大して演技力がない人でも、「朗読劇」であれば取り組めるという、「朗読劇」の手軽さにある。このことは、同じく原爆を題材にした井上の作品として広く知られる『父と暮せば』にはない要素である。2人芝居で、上演のためには高い演技力が必要であろう『父と暮せば』は、決して誰もが容易に取り組める作品ではない。この意味で『父と暮せば』は「閉じられた」作品と言える。一方「朗読劇」であるがゆえに、比較的容易に取り組むことが可能である『口伝隊』は、「開かれた」作品であると言える。

また、役者としてこの実践に関わった4人に、『口伝隊』を通じて何か影響を受けたと感じているかどうか、インタビューを行った。このうち森木氏は、『口伝隊』の稽古に本格的に取り組むようになって、原爆／戦争を自分に引き寄せて捉えることができたという。それは、森木氏が受けてきた平和教育とは違い、『口伝隊』は、自分の頭で当時を想像したり、思考をめぐらせてみたりする余地のある作品（＝「見せるようになっていく」作品）であるからだという。

「見せるようになっていく」ということは、すなわち、「見せるかたちになっている」と言い換えることができるだろう。この「かたち」にして残していく作業（＝「アート化」）が、今後原爆について後世に伝えていく上で重要になってくるのではないかと、報告者は考えている。（土肥幸美）

(2) 質疑応答等

応答者・湯浅正恵氏から次のようなコメントがなされた。「「アート」すなわち「芸芸」は、「(道徳的)自由」、「(美的)創造」、「(実践的)行為」という要素から成り立つと考えると、報告のテーマを最初に聞いたときは、アートとは無縁のもののように感じた。なぜなら広島で原爆を題材とする事はしばしば道徳的で、行政的で、それを創造的実践的行為とするには多大な困難がつきまとうと感じていたからだ。しかし実際は、報告のように、「口伝隊」を演じる側である役者やスタッフにとっては、この取り組みはそれまでの原爆被害についての常識を覆す意味を持つものだった。それまでほとんど原爆や戦争について考えてこなかった人たちが、この朗読劇を通じて、変化した。これは、井上ひさしの作品が先に挙げた「芸芸」であったことを示しているように思われる。」

その他、フロアから、「今回の話は、その言葉は使われていなかったが「参加型芸術」の効果を報告したものだと感じた。これは意味のあることだと思う。しかし、タイトルにある「原爆体験継承」という言葉は非常に行政的で、このタイトルだけ聞くと、あまり興味深い内容だとは思えなかった。もっと違う言葉でタイトルから表現してみてはどうか」等の発言があった。（福島在行）

2. 清水報告・討論要旨

以下の文章を以て報告・討論要旨に替える。

「禎子ちゃんと私 一人芝居「kami とのくらし」が開く平和のカタチ」の報告を終えて

一人芝居「Kami とのくらし」は、2012年2月の公演を終え、私の中では区切りがついていた作品でした。それは2011年の東日本大震災が契機となり、その後の生活が大きく変わったことが原因ですが、今この時点で作品を振り返り、また多くの方々のご意見を聞くことは、私の今後に影響を及ぼす出来事だったように感じています。中でも「芸芸としての芸術の中身は自由、創造、実践的行為」であり、禎子ちゃんの生き方が「生きる芸芸である」という湯浅さんからのコメントは、昨年より芸術から遠のいていた私に、再度芸術に取り組むエネルギーを与えてくれました。

劇団から離れ、フリーの役者として活動するようになり、私の演劇は大きく変わりました。出来上がった「作り物」を観客に「見せる」演劇から、日々刻々と変わる今に「関わってもらう」演劇へ。この作品においては、「広島」という歴史、「平和」という歴史を通して、自らが今生きる現代を観客の方々に実感してもらうことを意図していました。そして東日本大震災が起こり、当然のことながら、その前と後とはこの作品の表現も大きく変化しました。けれども私には一貫して伝えたい事がありました。

私は子ども達に演劇を教えることを通じて、日頃から言葉の恐さを感じていました。情報社会となった今、子どもでもいろいろな言葉を表面的に知って使っています。けれどもその言葉が実際何を意味するのか、大人でさえ深く考えている人は多くはないでしょう。その中で芸術は本来、言葉の意味を表現し、言葉を体感させることではないかと私は考えています。だからこそ、禎子ちゃんの頭上に何百もの千羽鶴が暴力的に落とすシーンはどうしてもこの作品に必要なのです。報告の際に、このシーンの映像を見て皆さんがギョッとしたと言われましたが、確かに覚悟のいる演出でした。けれども千羽鶴の意味を理解してもらうために、千羽鶴＝平和の既成概念を壊し、考え始めるためにどうしても外すことができなかったのです。しかし私はあのシーンで禎子像に千羽鶴を送る人たちを非難したかったわけではありません。大切な事は、千羽鶴を折るという行為の意味を再考し、禎子ちゃんが何を望んだのか、平和と言う抽象的な言葉で片付けるのではなく、考えていただきたかったのです。そのためには観客の皆さんに平和を具体的な形として、12歳の子どもに返って体感してほしいのです。そのような想いから、ラストのシーンは、音楽と戯れながら、ただ走るただ笑う、ただ踊る・・・そんな禎子ちゃん芝居を終わらせたのです。

私達が平和を求めて建てた像の彼女は、最後まで命を使いながら鶴を千羽以上折りました。それは平和を心の中で願うだけでなく、出来る限りに形とする彼女の精一杯の行為だったと思います。平和を「求める」想いを、一つ一つ形にした彼女の生き方は「生きる芸芸」であり、舞台を通して感じていただきたい「平和」でした。

そして今、安心安全が叫ばれる一方、スリル感のみを

求める遊びが流行り、私達の生きる社会全てが現実感のない「作り物」のように感じられます。そうした中、東日本大震災で被災した大槌町での暮らしは、皮肉ではありますがまさに生に溢れた暮らしのように感じられる

のです。今回の報告を機に、その暮らしの中から新たな芸術を創りたいと思うようになっていきます。

(清水章代)

□「公共性と平和」分科会

報告：池上大祐（福岡大学）「第二次世界大戦後におけるアメリカの太平洋地域戦略と島嶼住民—ミクロネシア、グアム、沖縄の「自治」をめぐる—」

報告：橋本圭多（同志社大学）「公共政策と社会的責任——アカウンタビリティ・メカニズムの構築に向けて」

討論：横田匡紀（東京理科大学）

司会：玉井雅隆（立命館大学）

「公共性と平和」分科会では、橋本会員（同志社大学大学院）からは公共政策と社会的責任に関して、池上会員（福岡大学）からは第二次世界大戦後におけるアメリカの太平洋地域戦略と島嶼住民に関して報告がなされ、討論者である横田会員（東京理科大学）やフロアの方々から活発な質疑応答がなされた。以下に報告要旨を述べていきたい。

橋本圭多会員からは「公共政策と社会的責任：アカウンタビリティ・メカニズムの構築に向けて」というテーマで、社会的責任と公共性に関して報告がなされた。本報告では、グローバルな文脈におけるアカウンタビリティ概念の適用困難性を検証した。つまり平和学ないし平和政策は、国内行政における他の政策分野と比べた場合に、外交や政府開発援助など平和関連の政策実践に対する国民の関心が相対的に低く、政治家にとっても選挙の票にならないために関心が低いために、アカウンタビリティ・メカニズムの構築が難しいのである。また、国際社会においては、そもそもアカウンタビリティを追求する制度枠組みが存在しない。アカウンタビリティを担保する制裁を、主権が相対化される国際社会において求めることは困難だからである。

したがってアカウンタビリティ研究では、アカウンタビリティ概念の拡張によってこうした事態に対応してきた。たとえば、水平的アカウンタビリティ、相互的アカウンタビリティ、ソフト・アカウンタビリティなど、さまざまな形容詞を冠したアカウンタビリティ概念はすべて、そうした概念拡張の延長線上にある。だが、監査社会の概念を用いることで、こうしたアプローチの妥当性は棄却されることになる。

つまり、公共政策学の強調点はあくまで、アカウンタビリティの新制度を制定することで複雑性に対処することにあるが、アカウンタビリティ・メカニズムの構築にあたっては常に政策執行にかかる経営責任に留意し、監査文化の浸透による「責任主体の消失」を防ぐ必要がある。さらにはアカウンタビリティ追求のために経営パフォーマンスが監査可能なものに変容させられることを留意すれば、こうしたアカウンタビリティ・メカニズムはむしろ有害でさえある。

本報告では対象事例として社会的責任に着目し、その無限後退の様子を記述したが、あらゆる政策領域がアナロジーである点で事態は深刻である。平和学ないし平和政策がそのオペレーションにおいてパフォーマンスを

検証し、アカウンタビリティを追求するに至るとき、それは事態がすでに無限後退へと陥っていることの証左であろう。

池上大祐会員からは、「第二次世界大戦後におけるアメリカの太平洋地域戦略と島嶼住民—ミクロネシア、グアム、沖縄の「自治」をめぐる—」というテーマで、太平洋の島嶼地域における自治問題などに関して報告がなされた。本報告は、アメリカの太平洋地域戦略を「信託統治」概念から整理したうえで、「基地の帝国」アメリカに包摂されている島嶼（ミクロネシア、グアム、沖縄）住民の土地返還・反基地闘争・自治をめぐる動向を検討し、「地域」という概念が平和の主体となりうる可能性について論じたものである。

第二次大戦後におけるグアム、ミクロネシアは、国際連合憲章第 11 章「非自治地域に関する宣言」や第 12 章「国際信託統治制度」を根拠にアメリカの施政権下に入ることとなった。前者については、「自治」の発達を施政国の義務とし、そこに「独立」は含意されていなかった。後者についても、従属地域の「独立」よりも「自治」を強調することで、アメリカによる太平洋地域の軍事的安全保障の確保を、現地住民の諸権利に優先させようとした。こうして 1940 年代後半から 1950 年代にかけて太平洋島嶼地域は、沖縄も含めて、土地収用・軍事基地化・住民の移住を迫られることとなる。

他方島嶼住民側は、反基地や独立を掲げた住民運動が展開された。その結果、パラオ、マーシャル諸、ミクロネシア連邦は、アメリカとの自由連合協定締結を前提とした「独立」を獲得したのに対し、マリアナ諸島は、コモンウェルスに入ることで「アメリカ」になることを選択した。沖縄においても、「日本人」として復帰を求める者と、沖縄人として独立を獲得するためにアメリカを受け入れる者が混在しており、まさしく「アメリカ」や「日本」との距離をどうするかというせめぎあいのなかで、地域住民自らの「自治」を獲得しようとした。この過程は、島嶼住民同士の連携を模索する「琉球ネシア共和国連邦」という想像力をも生み出し、「本国—島嶼」という関係性のなかにとどまらない「太平洋島嶼住民」という新しい主体が展望された。「地域」概念は、ローカルな現場とリージョナルな枠組みから織り込まれるものであり、地域主体が平和をつくるという可能性が垣間見れる。これを「公共性と平和」を考えるための一つの視座としたい。

「公共性と平和」を考えるうえで、その責任の在り方を考えることは大変重要であり、その点において橋本会員の報告は示唆に満ちたものであった。また、池上会員の報告も、基地問題を考えるうえで沖縄のみならず、よ

り視野を広げて他の島嶼地域においてもどのように問題が存在し、解決がなされようとしているのか、という点が明確になった点において非常に有意義であったように思われる。(玉井雅隆)

□「ジェノサイド研究」分科会

報告：趙真慧（東京大学大学院生）「韓国におけるジェノサイド研究——済州島4・3事件を中心に」

討論：澤正輝（早稲田大学）

司会：石田勇治（東京大学）

本分科会ではジェノサイド研究の理論的アプローチをテーマとし、趙真慧会員が、韓国の済州島4.3事件を題材に、ジェノサイド研究の広義のアプローチの有効性を論じる報告を行った。趙報告を受け、韓国におけるジェノサイド研究や済州4.3事件について討論が行われた。

趙会員は、ジェノサイド研究における「ジェノサイド」概念についてまず概観し、ジェノサイド条約起草過程において、保護集団から政治的集団や文化的側面が除外されたことを論じた。そして、国家による暴力が政治的文脈で繰り返され、また日本の植民地として強制的な文化の排除を経験した韓国にとっては、条約から排除されたこの二つの要素が、同国におけるジェノサイド研究に大きな影響があることを指摘した。こうした問題意識に基づき、趙報告では、抹殺される集団を固定的に捉えるジェノサイドの法的定義に依らない広義のジェノサイドや、文化的ジェノサイドのアプローチを用いて、済州4.3事件の特質が説明された。さらに、ジェノサイドを広義に捉えることによって、韓国と同様に政治的暴力や植民地の経験があるアジアで起った、様々な「虐殺」や「集団破壊」をジェノサイド研究の射程に取りこむことが可能となり、「国家による虐殺」を解明する上で有効であることが示唆された。

具体的な報告内容は以下の通りである。趙会員は、まず韓国におけるジェノサイド研究を検討した。韓国では、朝鮮戦争の下で起きた民間人虐殺を中心に、国内外の虐殺を研究する韓国ジェノサイド研究会が2004年に発足している。趙会員は、韓国におけるジェノサイド研究者の多くが、広義のジェノサイドの観点から韓国軍政下で起こった虐殺をジェノサイドと捉えているが、その多くが理論的根拠として「国家による虐殺」であったことからジェノサイドとしている点を疑問視し、ジェノサイド執行者は必ずしも国家主体に限らないことを考慮すべきであるとした。

続いて、済州4.3事件が政府による公式調査報告でどのように定義づけられているか確認され、事件の概要が述べられた。犠牲者が1948年から1949年に集中し、その多くが討伐隊によるものであること、また大量虐殺計画が政府やアメリカに容認されていたことが指摘された。趙会員は、こうした済州4.3事件における虐殺が、「アカ」という政治的イデオロギーに基づいて行われたこと、また被害者集団が恣意的かつ状況に応じて流動的に定義され、さらに虐殺行為が法制度や教育などによって正当化されていった過程を説明した。南北朝鮮の対立が高まるなか、もともと共産主義者を意味する「アカ」という用語が、他者を区別し「敵」を創出させるために

用いられるようになり、次第に「国民と民族を裏切った者」「殺さなければならない者」として対象が非人間化され、虐殺が正当化されるようになったとされた。また日本の植民地支配の負の遺産の存在一元日本軍や警察出身者によって討伐隊が構成されていたこと、国家保安法など日本の植民地下で制定された法制度が踏襲されていること一によって、植民地時代の抑圧者が権力者側に立つという植民地下の秩序が再構成される結果になったことが論じられた。

趙会員の報告に対し、討論者の澤会員から論点が提示された。澤会員は、まず韓国で2000年代に入り国家弾圧として4.3事件を位置づけるという明確な目的で事件が評価されるようになったことを取り上げ、済州4.3事件をジェノサイド研究の枠組みで研究することで事例そのものの事実をゆがめてしまうのではないかという懸念を述べた。その上で、自国史は自国民によってどこまで迫れるのか、さらに4.3事件をジェノサイド研究の枠組みで説明することで何か新しい側面が発見できるのかについて問題提起がなされた。事件の内容については、まず犠牲者が1947年から1948年に集中していることを指摘し、1947年から1954年にわたる済州4.3事件全体をジェノサイドとして捉えてよいのかどうか、またジェノサイド発生のメカニズムとして、「敵」としての分類から、殺害という非人間化プロセスが早急に進んだのはなぜかという問いがなされた。

討論に引き続き、参加者からの活発な質疑・討論が行われた。除会員からは、趙報告に対する事実確認や追加的説明がなされ、澤会員の論点についてもコメントがなされた。除会員は、韓国の国家暴力研究がジェノサイド研究という枠組みで研究されるようになった背景に、1990年代後半までは、左翼的という理由で「国家暴力」という言葉を公的に使用することが躊躇されており、国連や国際人権機関で公認されている「ジェノサイド」という言葉をいわば保護膜として使用し、国際法的な権威づけを行うことが目的としてあったのではないかという見解を示した。

趙会員の報告は、典型的なポリティサイドと捉えられてきた済州4.3事件が、単に国家による特定の政治的集団の虐殺ではなく、被害集団が恣意的に設定され、かつ公権力に容認された多様な主体によって実行された広義のジェノサイドとして説明できることを示した。そして、その過程において「アカ」という政治的イデオロギーや日本の植民地支配の構造が、ジェノサイドをエスカレートさせる要因として働いたことを明らかにした点で示唆的であった。今後は、石田会員が指摘したように、イデオロギー自体を単なる道具として捉えるのではな

く、それを醸成する環境の違いがジェノサイド発生の如何にどのように関わるのか、他の事例との比較や理論化

によって明らかにされることが期待される。

(クロス京子)

□「平和運動」分科会 ～テーマ：「平和と敵対する権力と闘う」

報告：水野博達（大阪市大）「誰が、維新の会を支持しているか？」

報告：下地真樹（阪南大学）「市民を敵視する権力と向き合う」

討論：木村朗（鹿児島大学）

司会：清水竹人（桜美林大学）

大阪で開かれる平和学会である。ここで、この時期、平和運動分科会が大阪市長・橋下徹を扱わずになんとする。世界中の怒りと失笑をかった「従軍慰安婦は必要だった」「(性奴隷制は)日本だけではない」「沖縄の米軍は風俗を活用してほしい」という一連の発言の主である。国内からも批判の声があがる一方、支持する者たちも少なからず存在するという事実。今回は、橋下徹の支持層を分析することで、この橋下現象を読み解こうと、水野博達さん（大阪市立大学教員）に報告をお願いした。

2011年11月の大阪府知事・大阪市長ダブル選挙。橋下徹は自民、民主等の既成政党を相手に、若者や貧困層の支持を集めて大勝したとされる。だが、市内24区の党派別得票数を分析すると、まったく違う様相が立ちあらわれるという。地区の世帯年収平均値の推計および投票行動からわかるのは、1)年齢別では若年層ほど支持率が低い、2)職業的には学生、フリーター、契約職員、無職の支持率が低い、3)世帯収入と支持率が反比例すること。社会から阻害された若年貧困層の反撃などではなく、現時点では比較的豊かな、しかしこれから没落していく可能性の高い中流ホワイトカラーの浮動票こそが橋下徹を支えたといえそうだ。要するに、安倍自民党政権の支持層とオーバーラップするのである。

維新の会は、その後の都議選で惨敗を喫し、参院選でも敗れた。共同代表を務める橋下徹の一連の発言が原因なのは論を待たないが、その票の多くは、おそらく安倍自民に流れたことであろう。両者は同じ穴のムジナであり、支持層が共通ならば当然の帰結だったことになる。この自民大勝が、日本を今後、さらなる窮地に追い込みであろうことが不安材料といえよう。

反動的な体制に対し、私たち市民が結束し、声をあげ、行動を起こしていく必要があるのだが、権力側はそうした市民運動を敵視し、弾圧はますます強まっているのが現状だ。排外主義は教育や労働現場にまで広がり、わざわざ法制化までして朝鮮学校が無償化の対象から除外され、大阪では入れ墨の申告など、公務員への締めつけは異常ともいえる事態にある。そうした中、「震災がれき広域処理」政策に反対する行動に対して不当逮捕事件が起きた。その当事者である下地真樹さん（阪南大学教員）が事件の背景と詳細を報告してくれた。

東日本大震災後、下地真樹さんは福島から避難してきた母親たちと交流する中で、子どもの足の爪が剥がれ落ちるという事例があること、マス・メディアのインタビ

ューを受けた彼女らの健康被害に関する部分がほぼすべてカットされていること、現象がまだらに起きているため、放射能との因果関係の証明が困難なこと、それゆえ原発に反対するのは非科学的な人間というレッテル貼りにつながることを体感してきたという。そうした中で、必要性や安全性の確認が省かれたずさんな行政手続きで震災がれきの受け入れが始まったのである。

2012年10月17日の午後、震災がれき試験焼却に反対する市民らは大阪市役所を目指し、大阪駅構内のコンコースを通り抜けた。これが「鉄道営業法違反」「威力業務妨害」「不退去」となり、逮捕につながったわけである。しかも逮捕は現行犯ではなく、約2ヶ月後のことであった。実はその前から、原発に反対する行動に対し、大阪以外でも微罪逮捕が増えているという。その中身は、たとえば夜間の介護や福島でのボランティア活動のために家を空けることが多い者に対し、登録してある住所に住んでいないという理由の、いわゆる「免状不実記載」。でっちあげであり、市民活動を萎縮させるための脅しである。この件については、下地真樹さんが原稿をしたためてくれるはずだ。昨年、沖縄で平和学会が開かれたおり、琉球大学教員の阿部小涼さんが報告した、高江のヘリパッド反対のために座り込んだ住民を国が提訴したSLAPP訴訟と重なる。

水野博達さんは、大阪ハシズムと1930年代の日本の類似性を指摘している。詳しくは、水野さんを含む橋下現象研究会の手になる『「橋下現象」徹底検証』と『これでおしまい「橋下劇場」』（どちらもインパクト出版会）を参考にしてほしい。一方、志布志事件や小沢一郎対検察に詳しい討論者の木村朗さん（鹿児島大）は、今の日本から1940年代後半のマッカーシズムを想起するという。無罪であることがわかる証拠を隠すという権力犯罪を裁く仕組みがこの国にはなく、法曹界もそれを受け入れてしまっており、メディアもこの問題を報じることがないという事実。既成事実が弱いという日本人のメンタリティ、現実に「ある」ことがらに対して、不承不承でも受け入れてしまう体質が民主主義を遠ざけているように思われてならない。これを打破するには、政治が変わるとかメディアを動かすということではなく、われわれ人間自身が変わらなければならないのであろう。そのために、この分科会ができることは何であるか、もういちど考えてみたい。（清水竹人）

□「琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和」分科会

報告：桃原一彦（沖縄国際大学）「＜沖縄＞をめぐる世代間の断層と再政治化」

報告：大城尚子（大阪大学大学院生）「21世紀の植民地主義——ディエゴ・ガルシアの土地返還要求運動を事例に」

討論：松島泰勝（龍谷大学）

司会：竹尾茂樹（明治学院大学）

沖縄国際大学の桃原一彦氏、大阪大学大学院の大城尚子氏から頂戴した各原稿を基にして以下の通り、「琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和分科会」のご報告をさせていただきます。桃原氏は「＜沖縄＞をめぐる世代間の断層と再政治化—ポストコロニアルな情況を探る手がかりとして—」をテーマとする報告を行った。

本報告は、沖縄に対する植民地主義的統治のありようについて、被植民者の社会関係や意識面に着目し、その考察を試みた。これは「精神の植民地化」「植民地主義は終わらない」という意味において、沖縄をポストコロニアルな情況として捉えるものである。とくに沖縄の若年層が「沖縄」や「基地問題」の情報（言説）に対してどのようにアクセスし、利用し、再生産しつつあるのかを捉え、植民地主義的な言説やまなざしの補強についてどのように加担しようとしているのかなど、ポストコロニアルな情況の今後を読み解くための手がかりを模索した。

具体的には、沖縄の大学生らが記述したレポートやワークシートの内容分析を紹介し、その言説が生産される背後関係として、普天間基地へのオスプレイの強硬配備以降に顕著となった沖縄の反基地運動に対するネガティブな情報の介入について言及した。ただし、本報告では、大学生らの情報活用を「ネット右翼」と断定せず、＜左一右＞の記号を使い、「ノリ」でメディア・イベント（疑似イベント）に参加する感覚を指摘した。すなわち、沖縄をめぐるリアリティの比重がメディア・イベントにシフトしてしまうことで、扇情的な吹き溜まりとしての「世論」（popular sentiments）の補強に加担してしまう問題点を指摘した。

結論としては、沖縄のポストコロニアルな情況のなかで、世代間の不和を受け止めつつ、あらゆる世代が生存と承認の場を共有し、再確認するための条件整備の必要性を次なる課題として投げかけた。よって「沖縄若者」論を政治的資源として利用するのではなく、社会的・政治的・歴史的な言語を編み出すための場を創出する必要があることを指摘した。

本報告に対するフロアーからの主な質問は、「基地問題」に対する沖縄の若者特有の心的志向について、日本のジャーナリストやネットユーザーの問題について、日

本の若者たちの「基地問題」に関する議論の仕方について、そして沖縄社会内のマスコミや教育現場に従事する日本人の問題についてなどであった。いずれの質問も、沖縄と日本とのポストコロニアルな関係を相対化し、超克するための実践的な意味において、大変重要な指摘であった。

大城尚子氏は「21世紀の植民地主義—ディエゴガルシアの土地返還要求運動を事例に」という題で現代も継続する植民地主義の実態を報告した。ディエゴガルシアはインド洋の中央部にある島で、1966年に英国インド洋領土として英国に併合された。主な併合目的は、米英のインド洋における軍事戦略の重要な基地として役割を担うことであった。そのため、ディエゴガルシアが所属するチャゴス諸島の住民は、英国の政策によって近隣諸国のモーリシャスやセイシェルへ十分な補償も得られない状況で強制移住させられ、さらに島の土地の殆どが米軍基地として1960年代後半から使用されている。住民の強制移住という点では沖縄と異なるが、米軍基地建設のために土地が接収され、英国本土を防衛するための「安全保障」の犠牲になり、さらに島民の自己決定（権）の行使（幸福追求権や次世代への文化継承が困難な状況など）が阻害されている点で同じである。

2000年以降、英国の国内裁判所において、チャゴス人の自己決定（権）行使に前進の兆しが見られたが、同時多発テロ以降、米英の「安全保障」政策が強化されたことで当該民族の権利行使は再び困難な状況となっている。「安全保障」政策の文脈で考える現代の植民地主義は過去の植民地主義でみられた宗主国と被植民者というバイラテラルな関係ではなく、「安全保障」政策が他国と協力して行われることから、マルチラテラルな関係、ないし、重層的な構造となり、被植民者が直面する問題の解決の糸口が複雑なものへと変化している。

本報告への会場からの質問および意見交換では、有益なコメントを多くいただき、今後の研究の課題をいただいた。また、島嶼である沖縄とディエゴガルシアに共通する問題を確認でき、両地域の比較研究を行うことで現代の植民地主義の実態を解明に繋がる知見を得られた場であった。（松島泰勝）

□「植民地主義と平和」分科会 ～テーマ：植民地主義と開発～

報告：佐伯奈津子（早稲田大学）「開発と紛争——インドネシア・アチェにおける ODA 事業と住民の立ち退き問題」

討論：木村真希子（津田塾大学／市民外交センター）

司会：藤岡美恵子（法政大学）

報告

報告の趣旨は、インドネシア・アチェの分離独立運動に関して、その原因を不平等な経済的分配を伴う開発政策による周縁化とする「定説」を検証し、アチェにおける開発と紛争の関係を考察するというものである。調査

対象は日本による ODA によって実施された 2 つの開発事業における土地収容を経験した地域である。

アセアン・アチェ肥料社の工場建設で立ち退かされた人々のケースでは、再定住地が用意されなかったり、移転後の生活支援もなく結局再定住地を離れるしかない

など厳しいものだった。再定住地を用意されなかった世帯が2010年に賠償を求めて提訴したが、解決の見込みはほとんどない。

エクソン・モービルが開発したアルンLNGの天然ガス開発事業では、再定住地が用意される約束だったのに結局されず、村が分散・消滅してしまった。外国援助・資本によるLNG開発の保護の名目で、アルンLNG社の敷地内に軍のキャンプが作られ、そこにアチェ独立運動のメンバー・支持者が監禁され拷問・殺害されていた。

住民が開発事業に不満を持ち、独立すれば豊かな暮らしを送れるようになるかと信じていたことは確かだが、調査の現段階では開発による周縁化が紛争の原因になったとまでは言えない。また自由アチェ運動は開発よりもナショナリズムを前面に押し出していた。

開発の影響を受けた住民は補償、再定住地、損害賠償が十分であればよしとするという考えだったが、補償金を受け取ってしまうと沈黙させられていった。これは「従軍慰安婦」の国民基金問題にも、原発事故の被災者の補償問題とも共通して言えることかもしれない。インドネシアによる開発が、オランダによる植民地化に続く第二の植民地化であるとしたら、開発の被害に対する金銭的補償や援助は第三の植民地化を招くおそれがある。一方で、「従軍慰安婦」国民基金問題にも見られるように、いわば運動的論理から、住民が望む解決（補償、再定住地、損害賠償）以上のものを求めるべきだと外部の者が働きかけることはできない。これは今後の研究課題である。

討論

木村氏は二つの視点から討論を行った。

一つは、日本のODAが紛争の要因とされているアチェの人々の周縁化に関与したこと、その後、当該事業を行う企業が住民への人権侵害に加担していったという点である。こうした問題は、現在各地で起きている新たな資源収奪の現場でも起きている可能性が高い。インド北東部でもすでにある紛争に加え、新たにダム開発などが行われてきたも紛争を生んでいる。これまで開発の波が及んでいなかった地域で開発事業の動きが政府、企業の中に見られるが、これまでのODA批判が成果があったのかと疑問に思わざるを得ない状況がある。その意味でもアチェのような事例を考えることは重要である。

二つ目は、植民地主義をどう捉えるかという問題である。アチェの場合、インドネシア政府の役割を考えるとほもちろんだが、ODAという形で日本のような外国の政府や企業が周縁化を生み出し、人権侵害に加担するという構造がある。多国籍企業のようなプレーヤーが重要な位置を占める現在、植民地主義という枠組みを問い直す必要があるかもしれない。

植民地主義の構造を指摘することはできるが、その責任を問うことは非常に困難である。法的責任に限れば、それが実現するとしても全体の被害のごく一部でしかない。より広い意味の植民地支配責任を問うことが必要だが、具体的にどのように問えるのが難しい。住民が補償金や再定住地を求めるのも、それが現実的に獲得できる最大限のものだと分かっているからであろう。当事者の意思を無視することはできないが、より広い視点で

この問題を考えていくことは重要である。

討論

参加者を交えた討論では、研究のアプローチや手法をめぐっていくつかの意見が出された。一つは、何をもち「資源」や「紛争」というのか、「資源」は天然資源なのか、「有用」なものも含めて「資源」と考える場合、なぜ天然資源についてこのような問題が起きるのかを整理する必要があるという点。2点目は調査データを日本の企業の責任を問うために使うのか、開発に関する一般的知見に寄与するために使うのかははっきりさせる必要があるという点。実際に政府や企業を動かすためには、個別事例を掘り下げる方法では難しく、全体のリスクがこれだけあると示すほうが効果的ではないかとの提起があった。

責任を問うことをめぐる問題もいろいろな角度から議論された。責任を問うことの難しさを示す例として、インドネシアのコトバンジャン・ダム裁判がある。日本のODAが支援した開発事業による住民被害の責任の追及をめざしたものだだったが、控訴審は事実認定さえ行わなかった。その壁を打ち破るためには、まず日本国内での問題の認知を高めるために、また今後原発輸出で同じような問題が起きることが予想されることから、このような研究が広く展開されていくことを期待するという意見があった。誰の責任を問うのかを明確にすべきという意見も出された。アチェの事例では、プラント建設を請け負った日本の企業や商社の責任を問おうにも難しい。するとどうしても計量可能な補償を求める以外にないという結論になってしまう。

議論の後半では、分科会運営メンバーから、本分科会ではアチェのような国民国家領域内における植民地主義と、資源収奪など新たな領地なき植民地主義と呼べるようなものの両方を問題にしなが、それがどのようなアクチュアリティをもつのかを考えていきたいとの提起があり、それをめぐって参加者の間で意見交換が行われた。

たとえばインド北東部の人々にとっては、いまグローバル化の下の開発事業が引き起こしている問題はかつて植民地化で経験したものと同じものに映っている。よって植民地主義のアクチュアリティはリアルなものとして存在し、私たちにとっての課題の一つは現地の人たちにとってのアクチュアリティをどう描くかということではないかという意見があった。佐伯氏はそれに応答して「植民地時代も、スハルト時代も、いまもまったく同じ」と話すように、アチェの人々からみれば構造は変わっておらず、紛争を通じてそういう構造を変えようとしていると言えるかもしれないと指摘した。

また、植民地主義という言葉に固執するのであれば構造的なものをしっかりと捉える必要があるとの指摘もあった。開発問題に即して言えば、たとえばフィリピンでは、先住民族の権利が保障されるようになると、先住民族と非先住民族の立場が逆転しただけという状況が出ている。補償が獲得できるようになると、数字を扱える人が利益を得て伝統的なリーダーが排除されるようになる。そのように住民の中の影響力のバランスは変わっていくが、開発そのものは進んでいくという構造があ

る。ここをしっかりと見て行く必要があるとの指摘である。

本分科会は改称後初の研究大会であり、今後の分科会

の議論の方向性を整理する上で貴重なコメントや意見が出された。すべての参加者のみなさんに感謝するとともに、今後も積極的な参加を会員各位に呼びかけたい。
(藤岡美恵子)

□「軍縮・安全保障」分科会

報告：藤重博美（法政大学）「破綻国家の Security を巡る民軍関係」

討論：山根達郎（広島大学）

司会：佐渡紀子（広島修道大学）

国際社会における安全保障強化の取り組みは多様だが、近年重視されるもののひとつが平和構築であり、その中での治安部門改革である。藤重報告は、この SSR に着目することでセキュリティ概念の変化を示し、そのことが政策に与えるインプリケーションを示すものであった。（なお、研究大会のレジュメ集での報告タイトルは「破綻国家の Security を巡る軍民関係——治安部門改革（Security Sector Reform: SSR）を題材に」であったが、当日、標記のように修正が行われた。）

SSR はそもそも冷戦期において米ソ両国による第三世界支援の一環として始まった取り組みであった。しかし冷戦後に、新しい戦争に対処する安全保障上の要請が生まれ、また、人間の安全保障概念の定着より、開発支援の過程で民主的な政治を実現することの必要性が共有されるにいたったことで、SSR は特に失敗国家（Failed State）の国家再建プロセスにおいて重視されるようになる。藤重報告は、安全保障上の要請からの支援と人間の安全保障実現のための開発分野からの支援が、ともに SSR の概念を用いたことから、SSR として取り込まれる内容やその方法について、安全保障面からの評価と開発面からの評価が乖離することを示した。

英国は 1990 年代末から開発中心の SSR 概念を採用し、そのような定義は OECD においても採用された。にもかかわらず、アフガニスタンやイラクへの支援においては、短期的な治安維持能力の向上を目指した SSR が米国によって採用された。そのため、SSR の目指すものについての二つの潮流が定着することとなる。このような二つの潮流を藤重報告は、英国の政策文書や

OECD における議論、さらには米国の『国家安全保障戦略』や実際の支援内容を用いて、明らかにした。

藤重報告に対し討論者の山根会員より、例えば次のような指摘がなされた。まず、破綻国家や失敗国家に対しては SSR が活用できるものの、強力な権力統治がおこなわれる国家では活用が難しいことを挙げ、SSR が平和の達成に果たしうる役割には限界があることを指摘した。また、Security と開発の融合は SSR の文脈のみではなく、破綻国家や失敗国家への支援を行うドナーコミュニティ全体で起きていることを指摘した。また、Security 概念に着目する際には、軍の民営化にみられるような、Security を提供する主体が多様化している点にも焦点を当てる必要性を指摘した。すなわち、民営化した主体がかかわる SSR が、はたして破綻国家のガバナンス向上につながっているのかどうかは、慎重に検討する必要があるとした。

そのほか、出席の会員よりコメントや指摘がなされ、活発な意見交換が行われた。具体的には、SSR と脱植民地化のプロセスとの関連性が指摘され、また、SSR を国家形成プロセスという視点から評価する必要性が指摘された。併せて、北アフリカにおける米国の軍事支援が軍の肥大化をもたらして市民の不満を生んでいることを例に挙げ、SSR が被支援国の安定につながるという肯定的な評価とは異なる分析が提起された。

このたびの軍縮・安全保障分科会は、16 名と多くの出席者を得て、実りある議論が行われた。分科会報告を希望される会員は、学会ウェブページに記載の分科会窓口を通じて、積極的にご応募頂きたい。（佐渡紀子）

□「平和教育」分科会 ～テーマ：平和教育実践の新たな可能性～

報告：杉田明宏（大東文化大学）・いとうたけひこ（和光大学）「アニメ『みんなが Happy になる方法』を用いた平和教育の実践とその効果測定」

報告：神直子（NPO 法人ブリッジ・フォー・ピース）「NPO が実践する、学校での平和教育の可能性」

討論：片岡徹（北星学園大学）

司会：竹内久顕（東京女子大学）

（1）杉田・いとう報告（当日の報告者は杉田会員）

本報告は、ガルトゥングの平和学に基づいて作成された平和教育アニメーション『みんなが Happy になる方法』を主教材として実施された 2 つのワークショップ形式の平和教育の実践内容およびその成果を評価する試みの報告だった。概要は以下の通り。

まず、2012 年度の大学新入生 71 名を対象とした入門講座『アニメで学ぶ対立の解決』の概要が報告され、教材として用いたアニメ 1 作品を視聴した前後でのコンフリクト対処スタイル尺度の得点の変化を通して、そ

の教育効果が考察された。用いられたコンフリクト対処スタイル尺度は、仲たがいが場面において自分優先の解決傾向が強い（自己志向型）、相手優先の解決傾向である（他者志向型）を測定するもので、自己志向・他者志向両方の上位群を「統合」群、自己志向上位群でかつ他者志向下位群を「強制」群、自己志向下位群でかつ他者志向上位群を「譲歩」群、両方とも下位群を「回避」群と名付け、4 つのタイプの変化を分析した。事前と事後の各タイプの人数的変化をカイ二乗検定すると統計的に有意な効果が認められた。残差分析より「統合」の

人数が有意に増加し、「回避」の人数が有意に減少していた。すなわち、自己・他者ともに重視するタイプが増加したことになり、本作品が意図した方向にコンフリクト対処スタイルが全体として変化していることから、教育効果があったといえる。

次に、杉田が実施した、小中高の現職教員 31 名を対象とする 2012 年度の教員免許状更新講習の一日講座「平和学からの教育再論: 発達によりよい支援者となるために」の概要が報告され、3 つのアニメーション作品を用いた実践の効果が、上記「入門講座」報告と同じ方法で分析された。講座開始時点と終了時点での各タイプの人数の変化をカイ二乗検定すると統計的に有意な効果が認められた。ここでも自己志向・他者志向共に高い「統合」型が有意に増加していた。

両研究とも、視聴覚教材を取り入れた紛争解決教育をおこなうことにより、コンフリクト対処スタイルが大幅に向上するという結果が得られたと解釈できる。報告後の質疑応答においては、効果測定に関して、態度変化を測っているというよりは、アニメの意図を理解したかどうかを測っているのではないかと指摘があり、報告者は得点の有意な変化を態度変容として解釈できるかどうかについては検討の余地があると応答した。

杉田報告に対する片岡会員からの討論: 本報告は、平和と心理学の融合を志向した研究として大変興味深い内容であった。とりわけ教育政策上の課題も少なくない教員免許状更新講習という機会を捉えて、コンフリクト対処スタイルに関する考察を試みた実践を高く評価したい。課題としては報告者が自ら述べているように、「今回の実践は心理学実験としてではなく、現場教師への平和理論の紹介と、その具体化としての紛争解決教育の導入を目的としたワークショップ型の教育場面で実施された」ため、研修を受けた教員の変化を心理学の手法を用いて可視化されて出ているわけではない。今後は PAC 分析などを用いて、研修を受けた教員より賛同を得た上で本実践を心理学的に説明することが出来るのであれば、今後の平和教育の深化に多大なる貢献をするものと考えられる。

(2) 神報告

本報告では、神会員が代表をつとめる NPO 法人ブリッジ・フォー・ピース (BFP) が取組んできた、「戦争体験者のメッセージ記録」と「ワークショップ」を軸とした活動の紹介と今後の展望と課題について、映像視聴を含めて行なわれた。概要は以下の通り。

戦争体験世代が少なくなっていく今後、証言映像の重

要性は一層増してくる。勿論、これまでも映像として残されたものは多々あったし、その活用も行われてきたが、その話し手が誰に向けて語っているのかという事や、撮影された時期によって語り口調や内容が違うことはあまり指摘されてこなかったように思われる。BFP で収録した映像は「戦後世代へのメッセージ」をあえて聞き出し、かつ戦争体験者が 80 代、90 代という人生の終盤を迎える時期に収録させて頂いたところに意義がある。BFP の映像を学校授業で用いる場合、短い場合で 13 分、長いものでも 30 分であるが、「テレビ用に編集されていないので、本当の生の声という感じがした」と学生が評するほど、生々しいものであり、このメッセージ性が戦後世代の心に確実に響き、届いているのではないだろうか。

これまで 150 名以上の元日本兵取材をさせて頂いており膨大な映像テープがあるが、WS 等で紹介できるのはそのほんの一部に過ぎない。だからこそ、「この映像が全てではない」という一言を付け加えることを、授業マニュアルにも明記し、スタッフ間で共有している。実際に、映像では「日本兵を赦す」という表現を使っているフィリピン人の方もいるが、「本当に赦せない」と思っている方は、上映会場にも足を決して運んではいただけない。こうした留保をつけつつも、多様な映像を用いた WS を、対象者や時間等に合わせて行なってきたが、今は、学校教員等の教育関係者を対象とした WS の試みも進めている。

報告後の質疑応答の中で、映像がもつ怖さについての指摘がなされた。映像を観ることで「わかった気になっていないか」という指摘に対して、今後の活動に活かしていきたいとの応答が報告者からなされた。

神報告に対する片岡会員からの討論: BFP による戦争証言の取り組みは、従来の学校における平和教育の質の向上に寄与する取り組みであると考えられる。「開かれた学校づくり」が推奨され、とりわけ総合的な学習の時間や生活科においては、社会や地域の有意な人材や諸機関との連携が求められている今日においては、今後さまざまな連携の仕方が期待される取り組みだと感じる。今後の課題としては、学校という組織は教育課程を新年度に入る前より準備を行っているため、単なる授業の中の位置づけだけではなく、カリキュラム全体の中にどう位置づけるのか、そのための日常的な意見交換をどのようにしていくのか、が鍵となるだろう。

(竹内久顕)

□「ジェンダーと平和」分科会 ～テーマ: 平和学において、可視化すべき「ジェンダー」とはどういうものか?～

報告: 大越愛子 (VAWW-RAC) 「なぜ戦争は裁かれねばならないのか・・・ジェンダー視点から戦争責任を隠蔽する言説に抗する」

報告: ロニー・アレキサンダー (神戸大学) 「平和学において、可視化すべき『ジェンダー』とはどういうもの?」

討論: 秋林こずえ (立命館大学)

司会: 森玲子 (広島大学)

今回分科会では、「平和学・平和論におけるジェン

ダー・パースペクティブ」をテーマに 2 つの報告を基に討

論をすすめた。

まず、大越愛子さんから「なぜ戦争は裁かれねばならないのか・・・ジェンダー視点から戦争責任を隠蔽する言説に抗する」と題した報告があった。橋下大阪市長の、軍における慰安婦制度を容認する発言を取り上げ、戦争責任発言に発動する「相対化」—他国の犯罪と秤にかけ相殺できるという考え方—と、「ミメティズム（暴力を他の意味に内容をすり替える論理）」を明らかにした。ジェンダー視点で取り組むべきは、被害にあった女性たちの「人間的尊厳の回復」であり、さらに日本軍性奴隷性を裁く「女性国際戦犯法廷」は被害女性の「正義の回復」を求めたのであると、今までの成果を指摘した。『戦争論』論が語られるとき、ジェンダー問題は相対化とミメティズムで隠蔽されてきたが、それを打破し、戦争をサバイバー女性の視点から裁いた法廷の意義を改めて確認した。

ロニー・アレキサンダーさんは「平和学において、可視化すべき『ジェンダー』とはどういうもの？」というテーマでの報告であった。平和学や国際関係論において「女性はどこ？」から始まる視点として「フェミニスト平和学/国際関係論」があるが、その「女性」に潜む暴力の可能性をまず指摘した。その後「女性」から「ジェンダー」へとシフトしたが、ジェンダーが二項対立を再

生産し、周辺化された人々を不可視化したと指摘する。そこで、アレキサンダーさんは、クイア研究からヒントを得るとする。そして、フェミニズムが「女性の解放」という価値を前提とする思想であり社会運動でもあることを再認識し、平和を追求する平和学において、クイアを射程に入れたフェミニズム的な方法論に立脚することを提案する。ここで目指すのは「ジェンダーによって周辺化される人々を可視化すると同時に、ジェンダー概念そのものに含まれる暴力性を明らかにしつつ男女という二項対立を超え新しい平和学のアプローチを生み出すこと」であると述べる。

2つの報告への秋林こずえさんからのコメントで討論が進んだ。ジェンダーは主流になるのかという問いかけや、ジェンダーと権力との関係性等についても議論となった。また、ジェンダーと正義を語ることへの疑問も呈された。

ジェンダーと平和分科会では、「分科会報告の記録1997年～2013年」をまとめた。その冒頭で「ジェンダーと平和分科会発足の歴史的背景」を石井摩耶子先生が述べられている。これまでの報告・討論や研究・活動の実績を踏まえながらも、さらなる広がりや深化を目指したい。

(森 玲子)

□「難民・強制移動民研究」分科会

報告：田中宏（一橋大学名誉教授）「日本における多民族共生を考える——朝鮮高校無償化問題を手がかりに」

討論：飯島滋明（名古屋学院大学）

司会：佐竹眞明（名古屋学院大学）

本分科会の責任者は小泉康一会員であるが、研究留学中の同会員より依頼を受け、文責者が司会を担当した。また、分科会の名称は「難民・強制移動民研究」であるが、今回、報告の対象となった朝鮮高校は日本の植民地統治を考えると、強制移動民ともいえる朝鮮半島出身者の子孫が学んでいる。その意味で報告は分科会の趣旨に合致するものと判断する。

報告者は1960年代から、アジア人留学生への支援から始まり、在日外国人の人権を守る様々な活動に関わりながら、在日外国人研究に献身的に取り組んできた。本報告は日本における外国人学校、とりわけ朝鮮高校に対する日本政府の処遇に焦点を当て、日本における多民族共生の課題を論じた。

報告は1. 帝国日本の膨張と収縮、2. 朝鮮学校の立ち位置、3. 外国人学校の多様化と高校無償化の導入、4. 朝鮮学校「差別」の前後左右 という構成である。

1. では、戦前日本の朝鮮半島支配を通じて、いかに多数の朝鮮半島出身者が日本に来たか、来ざるを得なかったか、を指摘した。2では、日本の敗戦（1945年）、連合軍による占領からの日本の独立（1952年）を通じ、在日朝鮮人の教育機会が否定され、その就学機会がはく奪されたこと。そして、1965年の日韓条約後も日本政府は朝鮮学校を各種学校としても認可しなかった事が報告された。しかし、1968年、美濃部亮吉・東京都知事が朝鮮大学を各種学校として、認定して以降、日本の

朝鮮大学は都道府県によって、すべて各種学校として、認可されるようになったという。

3では、1990年代以降、日系人の増加に伴い、ブラジル学校やペルー学校、インド学校など、他の外国人学校が増加した状況が伝えられた。そして、民主党政権が誕生した翌年、2010年4月、高校無償化法が施行されたという。この法律は学校教育法に定める1条校（公立・私立の高等学校）だけでなく、専修学校、外国人学校（39校）をも対象とする画期的な内容だった。すなわち、日本人、外国人を問わず、日本における高校段階の教育無償化を目指したのである。外国人学校もブラジル11、中華2など18校、インターナショナル・スクール19校（のちに1校追加）、コリア国際学園が無償化の対象となった。朝鮮高校に関しては、文科大臣の定めるところにより「高校に類する課程」を置くものと分類され、法の適用について、文科省に専門家の検討会議が設けられ、審議された。その結果、他の外国人学校の指定においては教育内容を基準としていないので、外交上の配慮によるべきではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきとされた。ところが、同年11月北朝鮮が韓国・延坪（ヨンピョン）島を砲撃すると、日本政府は朝鮮高校の審査手続きを凍結した。11年8月、当時の菅直人首相が退任直前に凍結の解除を指示し、審査が再開したが、結論の先送りが続いた。そして、12年12月自民政権復活後、安倍晋三内閣は朝鮮高校を無償化

の対象から除外するという方針を打ち出した。

4では、一部団体による京都朝鮮学校への襲撃、東京、大阪のコリアンタウンでのコリアン排撃デモなど、近年・最近の排外的な動きが紹介された。他方、北朝鮮による拉致被害者の家族が「拉致問題があるから朝鮮学校を無償化の対象から外すとか、(自治体が)補助金の対象から外すというのは、それは筋違い」と述べていることも報告された。最後に、北海道の朝鮮学校を描いたドキュメンタリー映画『ウリ・ハッキョ』が韓国で反響を呼んでいること、国連の社会規約委員会が朝鮮高校の無償化外しは差別だと懸念を示したが、日本では「坊主憎ければ袈裟まで憎し」という朝鮮高校に対する処遇が続いているとの指摘があった。

討論者は憲法の立場から、日本国憲法は国民の就学義務を定めており、文科省はそれを根拠に日本人の就学・教育しか、考えていないと指摘。だが、他方、憲法は国民は納税の義務を負うとして、国民の納税義務をうたいつつ、外国人からも税金を徴収している、よって、必ずしも国民という文言にとらわれる必要がないと述べた。さらに、日本政府は子どもの権利条約を批准しており、外国人の子どもに対して、教育を保障しなければならないとコメントした。他方、大手メディアが朝鮮高校外しはやむを得ない、という姿勢で報道をする傾向もみられる。そうした、やむを得ないという風潮にどう抗していったらいいのか、質問した。

対して、報告者はこう応じた。1981年に日本政府が難民条約を批准したことに触れ、ベトナム難民が日本に押し寄せ、国際世論に押される形で日本政府が難民条約を批准し、社会保障関係でいわゆる国籍条項(日本人のみが諸社会保障を受けられるという条項)が撤廃された。そうした外圧が朝鮮高校の無償化問題でも必要かもしれない。また、朝鮮高校卒業者が朝鮮高校の無償化からの除外に対して、訴訟を起こしていることを踏まえ、法廷において、政府の措置を不当とする判決が出る可能性もあるとのことだった。

フロアからは、荻村哲朗会員より「従軍慰安婦」がい

なかつたという内容の本が売れていたり、日本の戦争加害責任を否定する言説がインターネットで流布しているとの指摘があった。原田太津男会員は権利の問題だけでなく、日本で外国人がいなくなると、私たちの生活を支えてくれる人々がいなくなってしまう、私たちも困るんだよ、という風に「実利」も含めて、議論を展開してもいいのではないかと問題提起した。初瀬龍平会員は「従軍慰安婦は必要だった」と述べた橋元徹・大阪市知事はなぜ、いまだに人気があるのか、批判的に検討しなければならないと指摘した。

最後に、司会はこう述べた。近年の「多文化共生」論では異なった文化的背景を持つ人々との共生、外国籍者の文化や母語の尊重が唱えられている。そうした共生論が提唱される、ずっと以前に、朝鮮学校は差別・抑圧の歴史を踏まえつつ、朝鮮の文化・言葉を保ち、受け継ぐべく、設立された。そして、日本政府の差別的政策に抗しながら、存続してきた。多文化共生、多民族共生の立場からしても、明らかに朝鮮高校の無償化外しは認められない。加えて、現政権は憲法を変え、外国人の地方参政権について、日本国籍を有する者に限ろうとしている。これは現憲法が外国人の地方参政権を否定しているわけではない、と判断した1993年最高裁判決にさえ、逆行するものである、と。

今、改めて考えると、国籍の違いに関わらず、平等な教育の機会を保障することが、共生の基本である。にもかかわらず、北朝鮮に対する集団妄想めいた敵対的言説が朝鮮高校への差別的な処遇、朝鮮高校に通う学生たちの権利の蹂躪をもたらしている。彼ら・彼女らに不合理的な苦痛が科せられており、平和学という構造的暴力の存在が明らかである。報告者は著書『在日外国人』(第三版2013年5月刊行)の副題として、「法の壁、心の溝」と記した。法・政府という障壁と、人々の心における溝、これらをどう乗り越え、埋めるか。そうして、不合理的な暴力をいかに取り除くか。私たちの想像力が問われている。

(佐竹眞明)

□「非暴力」分科会

報告：寺島俊穂(関西大学)「エスペラントと言語民主主義」

司会：松本孚(相模女子大学)

討論：参加者全員での討論とする。

報告者は、民主的で公正なコミュニケーションを求めてきたエスペラント運動の歴史と可能性について報告した。

報告者によれば、言語学は、言語を自然的なものとして認識する一方で、政治権力によって言説や用語がつくられたり、つくり変えられたりすることを明らかにしてきた。

「一言語、一国家」を目指してきたのが近代国家の一側面だが、それは、為政者が共通語によって国民統合をなそうとしてきたからである。また、ことばを共有すること、同じ言語共同体に属することが民主主義の前提条件だと考えられ、公用語を制定したり、標準語を規定したりしてきた。しかし実際には、スイスやベルギーのように、複数の言語を公用語にしてきた国も多いし、そ

うな国々でも民主体制が維持されてきたことに留意する必要がある。

グローバル化のなかで加速されているのは、移民社会化であり、国際交流である。多言語社会が到来し、民主主義を多言語社会という前提のうえで捉えなおしていく必要に迫られている。グローバル化のなかで「英語支配」(国際語としての英語使用の無批判的受容)が進んでいるが、日本平和学会でもそのことに対する問題提起はほとんどなされてこなかった。しかし、特定の民族語に特権的な地位を無自覚に認めることは、言語的不平等や言語差別につながり、望ましくない。その意味で、1887年に発表されてから125年の歴史をもつエスペラントが言語問題や社会運動に投げかけた意味を考えな

おす必要がある。

古代ギリシアでは、アッティカ方言のギリシア語、古代ローマでは、ギリシア語とラテン語が共通語として用いられ、中世ヨーロッパではラテン語が事実上の国際語として用いられ、近代以降、国際語はフランス語から英語へ変遷してきた。しかし、理念的には国際語は計画言語（人工語）であるべきだと考えられてきたのは、(1) 計画言語は、基本的には誰しも母語のほかに学ぶことばだから、特定の民族を有利にすることはない、(2) 誰にとっても学びやすく、表現力が豊かで、使いやすい言語でなければならない、という2つの理由による。誰にとっても学びやすい言語とは、文法が規則的であり、語彙が覚えやすいよう、人為的に構築された言語である。ヨーロッパでは、数多くの言語が考案されてきたが、実用可能なレベルにまで達した計画言語には、1879年に発表されたヴォラビュク、1887年に発表されたエスペラント、1907年に発表されたイド（エスペラントを改造してつくった言語）など数言語にすぎず、そのうち運動として持続的に発展してきたのはエスペラントだけである。デカルト、ライプニッツが17世紀に考案した哲学語は言語案の段階にとどまっていたし、ヴォラビュクやイドは(2)の条件に適合せず、エスペラントだけがこの2つの条件を満たしていたからである。また、エスペラントの創始者ザメンホフが創始者としての権利を放棄し、対等な行為者のうちの一人になり、徹底的に民主的なふるまい方をしたことが、エスペラントの持続的

な発展を可能にしたと言える。

言語民主主義とは、言語的多様性を尊重し、民主的で公正なコミュニケーションを求める立場である。報告者は、エスペラントは発表されてから125年の歴史のなかで友情や連帯を育んできただけでなく、政治社会の諸問題をめぐる情報交換・情報伝達に関しても重要な役割を果たしてきたことを強調した。そのうえで、多言語の地球社会のうえで地球民主主義を構築していくためには、①民衆の交流言語、②市民レベルでの情報交換と意見交換、③環境、平和、人権に関する諸問題について討議する世界公共圏の創出が必要だとし、言語問題の重要性について問題提起した。

討論のなかでは、エスペラント普及のロードマップについてたずねられたが、報告者は、国連やEUなど国際機関での採用には、それなりの実績が必要とされるので、世代を超えて活動し、文化や経験を継承していく必要があると答えた。また、エスペラントの表現力や日本でエスペラントが1960年代に注目された背景について意見が交わされた。報告者は、エスペラントへの注目は時代状況に左右される側面もあるが、エスペラント運動は理想主義の運動だから、新しい理念の提起が重要であり、民主的で公正な国際コミュニケーションについての理念の提起と現状批判の必要性を説いた。

(寺島俊徳)

□「グローバルヒバクシャ」分科会

報告：中原聖乃（中京大学）「放射能汚染地への帰還をめぐる諸問題——マーシャル諸島ロンゲラップ」

討論：竹峰誠一郎（明星大学）

司会：高橋博子（広島市立大学）

*都合により掲載はありません。

大阪における平和研究大会—参加記

アンドレアス・ザイフェルト

2013年6月28日

創立40年を迎える日本平和学会の年次大会が、2013年6月15～16日、大阪大学で開催された。今年の大会には、大阪市長の最近の発言が色濃く影を落としていた。彼は、第二次世界大戦中の「従軍慰安婦」に関連して、部隊の規律を守るために売春が必要だったと述べたのである¹。朝鮮・日本、その他のアジア諸国の女性たちによる、人間を貶める大々的な強制売春が無害化、それどころか否定されたことは、多くの大会参加者にとって、日本の戦争犯罪により徹底的に取り組む動機となった。

橋下市長はまた、沖縄に駐留する米軍兵士に「性産業」の可能性を示すべきだと提案していた。彼は、米軍基地周辺の婦女暴行が減少するという期待を、そのことと結びつけたのである。橋下は、世論の圧力に直面して、発言の一部を撤回したが、彼の党（日本維新の会）内部ではこの言辞が共有されているとの印象が残った²。大阪市長として橋本は、第二次大戦中アジアにおける日本兵の犯罪のために日本人が「恒常的」に自責の念に囚われることに終止符を打たねばならないという意見を述べ、さらに、大阪にある平和博物館の展示の「改訂」を提案

1

<http://www.spiegel.de/politik/ausland/japanischer-politiker-hashimoto-verteidigt-zwangsprostitution-a-899638.html>

2

<http://www.japanprobe.com/2013/05/28/toru-hashimoto-clarifies-remarks-on-comfort-women/>

した。この平和博物館は、大阪空襲、つまり犠牲者としての日本の役割だけでなく、アジア大陸における戦時中のさまざまな出来事、つまり加害者としての役割もテーマにしている³。彼の党は、日本の平和への繋がりを確保する日本国憲法第9条の改訂を目指す勢力の一部である。党綱領によれば、この条項は、「日本を孤立と軽蔑の対象に貶め、絶対平和という非現実的な共同幻想を押し付けた元凶」とされている⁴。

日本政治におけるこの右翼的・歴史修正主義的傾向という印象の下で、大会での議論は展開された。150人以上の参加者は、この傾向をきっぱり撃退することを求めている。従軍慰安婦に関する日本の公式の対応の問題が、いくつもの報告で取り上げられ、また最初の部会を形成した。部会は4つに分かれ、それぞれひとつのテーマについてさまざまな角度からプレゼンテーションが行われた。さらに、個人的な研究プロジェクトに即して報告・討論する2つの自由論題部会、テーマが非常に多岐にわたる13の分科会があって、この大会は非常に包括的な催しとなった。加えて、3つの展示会、1つのビデオ上映会が、プログラムに花を添えた。展示会で支配的だったのは、原子力エネルギーと原子爆弾というテーマだ。展示会の一つは、原子爆弾の被害者と世界に広がる放射能の被害者をめぐるもので（ノー・モア・ヒバクシャ）⁵、世界地図と写真で場所が示されていた。別の展示会では、ロベルト・ユンクの役割を顕彰し、彼の日本滞在に関する資料や背景説明を示していた。ロベルト・ユンクは日本では、核武装に敢然と反対し、日本の被害者の歴史を知らしめるのに多大の貢献をした人物として知られている。

部会2では、「平和」をどのように伝え、平和思想を強めるためにいかなる教育的方法をとりうるかという問いへの答えが模索された。部会3では、日本の原子力政策が取り上げられ、2011年3月の福島原発事故の印象の下で、日本の反原発運動がなぜなかなか発達しないのかという問題が検討された。パネリストたちはまた、今日の放射線量の規模についても議論し、日本政府がフランスの原発産業と一緒にいて、インドなどへの輸出プロジェクトに腐心していることを嘆いた。

部会4では、提起された諸テーマ（慰安婦、核政策、教育・博物館）を「軍事化」のタイトルで総合することが試みられた。藤目ゆきは、日本社会が、第二次大戦期からの売春の見方に囚われたままで、女性たちに汚名を着せることが続いているどころか強まっていることを浮き彫りにした。彼女の調査によると、基地周辺での米兵によるセクサーカーへの暴行は、公的な言説ではしばしば「不可避」として甘受され、法的追及もどちらかと言えばおざなりだ。軍事的パワーのプレゼンスを「不可欠」と受け止めることが、犯罪の容認に繋がり、当事者との幅広い連帯を阻んでいるという。藤目は、こ

の傾向に抗するために、政治だけでなく社会のより一貫した姿勢が必要だと注意を喚起した。本来 NNAА (No Nukes Asia Actions) の運動を紹介することになる崔勝久の報告も⁶、似たように停滞的で、多数派の感情に支配されたように見える日本社会の状況に切り込んだ。日本社会は排他的で、政治的ステートメントで奨励される「マルチカルチャー」を実行に移す気がほとんどない。既に数世代にわたって生活している在日コリアンの例から、崔は、「統合」が最底辺の私的レベルでしか機能せず、政治生活でも経済生活でも大半は排除に置き換えられていることを明らかにした。彼は、日本の政党が、自国からのすべての韓国・朝鮮人の追放を目指すようなスローガンを掲げて運動している限り、1945年までの時期に対する精神的態度の変化は期待できないと強調した。山根和代は、「平和博物館の展示改変に対抗する草の根の取り組み」と題した報告で、展示の内容を自分たちのものに見方に順応させようとする右翼政治家たちの試みを再度直接組上に載せた。日本の被害者としての役割をより強調し、加害者としての役割を後景に退けさせようとする、日本のさまざまな展示に対する政治的圧力を述べつつ、山根は、本来の展示をめぐる市民の抗議を対置した。抗議の声は、社会・自治体にとっての博物館の役割を前面に出し、これまであまりなかった議論を喚起するよすがとなった。国家による支払いを受ける博物館は、さまざまな影響力に抗して自己主張するのが特に難しく、その活動は、内容面でも資金面でも存続をめぐる闘いともなるのだ。この部会では筆者も、EUの軍事化傾向を内容とする報告を行った。そこで決定的なのは、日本でも支配的な「平和勢力」というEUイメージを、「軍事化したEU」という要素で広げることであつた。

4つの部会の議論でも、会議の傍らでの議論でも、日本国内の諸テーマが支配的な役割を演じ、世界におけるアクチュアルな紛争はほとんど言及されなかった。国際紛争に自ら関わろうとする、あるいは巻き込まれようとする日本政治の試みは、ほとんどテーマ化されなかった。このことは、日本の軍隊が戦争できるようにするために、日本の憲法の平和主義条項を止揚することがきわめて本質的な礎石となるだけに、ますます驚きである。この点はもちろん、すべての大会出席者が特に危険と受け止めていた。たとえば橋下市長が引き起こした雰囲気を考えれば、広範囲に及ぶ部会の重点づけは当然で一貫していると見るべきで、この場で批判すべきではなかろう。この大会に招待され報告を許された筆者には、他のさまざまなテーマにももう少し注目が集まれば望ましいように思われる。

(翻訳：木戸衛一)

出典：IMI-Standpunkt 2013/029
Friedensforschungstagung in Osaka
Konferenzbericht: 日本平和学会
von Andreas Seifert | Veröffentlicht am 28. Juni 2013
<http://www.imi-online.de/2013/06/28/friedensforschungstagung-in-osaka-konferenzbericht/>

³ <http://www.peace-osaka.or.jp/museum/>

⁴ 2013年3月30日の党綱領の文言。Eiichi Kido, Vorwärts ins 19. Jahrhundert?, Die japanische Verfassung und das Kabinett ABE (<http://www.doam.org/> 9.5.2013)より引用。

⁵ <http://www.no-more-hibakusha.net/>

⁶ <http://ermite.just-size.net/nnaa/>

川崎市平和館と日本平和学会の協賛の取組み

昨年度から始まった、川崎市平和館(神奈川県川崎市)と日本平和学会の協賛事業が、今年度も進められている。平和館は昨年度から、「企画展Plus Three」という企画展示に取り組んでいる。これは、各回1つのテーマを設定し、それに関わって、小学生から大学生のユースが学んだこと考えたことをパネルで展示したり、関連する講演会やワークショップを行なうというもので、年4回開催される。平和学会としては、これまでのところ、講演講師の推薦・派遣や、会員のゼミ生によるプレゼンなどの形で関わっている。今年度は、「テロリズム」(6月21日～7月21日)、「環境から考える平和」(11月15日～12月15日)、「お金から考える平和」(12月21日～14年1月31日)、「イラスト・写真コンテスト:平和を創る、平和を考える」(2月7日～3月2日)の4企画が行なわれる。

第1回の「テロリズム」では、期間中のパネル展示のほか、6月9日(土)に、立教大学(竹中ゼミ)と早稲田大学(山田ゼミ)の学生・院生による研究発表と小林誠会員による講演が行なわれた。学生・院生からは、「テロのない社会の実現に向けて」「宗教とテロ」「テロリストはただの悪人なのか」とのテーマで3グループにより、学生たちが研究と討議を重ねてきた成果が発表され、また、イスラム圏からの留学生による発表も行なわれた。次いで、小林会員からは、学生・院生のプレゼンを踏ま

え、テロの主体は非国家のみでなく、西側国家こそが主要なテロの主体とは言えないのかという刺激的な問いが出され、多面的な視点で考える意義が示された。

また、年明けに予定されているイラスト・写真コンテストは、作品を一般公募するものだが、審査にあたっては、現代美術・映像作家の田中勝会員の協力を得て進めることになっている。

これらの企画は、平和館側は専門調査員の暉峻僚三氏(会員)が、平和学会側は毛利聡子副会長と竹内が窓口となって進められている。平和博物館を拠点とする学びの試みに学会が協賛し協力することは、学会が平和を学ぶ市民の要求に応え、小～大学生の学習・研究をサポートすることでもあり、今後も、多くの会員の関心と協力を呼び掛けたい。一方、平和館側からも、テーマ設定も含み企画立案段階から学会に参加してもらうなど両者の連携をさらに深化させたいとの積極的な意向も示されている。また、今のところ、川崎市平和館との共同にとどまっているが、こうした試みを他の平和博物館にも広げることを検討するために、今年6月、学会内に「平和博物館ワーキンググループ」が発足した。こちらにも多くの会員の協力を期待したい。

(竹内久顕)

地区研究会報告

関西地区

研究会「『国際共生』とは何か:東北アジアの平和構築を例に」が、日本平和学会関西地区研究会の協力のもと開催されました。報告の要旨を掲載いたします。

テーマ: 『国際共生』とは何か:東北アジアの平和構築を例に

講演者: ヨハン・ガルトゥング博士(NGOトランセンド主宰)

主催: 大阪女学院大学 国際共生研究所

協力: トランセンド研究会、日本平和学会関西地区研究会

ファシリテーター: 奥本 京子 大阪女学院大学 教授

日時: 2013年4月12日(金) 18時15分～20時30分

会場: 大阪女学院大学 会議室1

報告(要約)

一般に「共生」とはポジティブな概念としてとらえられているであろう。それに対して「国際」とは現在の国際情勢を鑑みるとネガティブな印象が強いのではないか。この2つの概念を合わせると、何が言えるか。東北アジア地域を例にとって考えてみよう。

まず、「共生」の概念にあるものは、Conviviality(饗宴・ともに食事をする、「共生」とほとんど同義)、Tolerance(寛容)、Conversation(会話)、Commonality(共通性)の4点であろう。今までの(日本の)「共生」概念には、ひょっとしたら垂直構造や集団的指向により暴力が忍び込む可能性があったかもしれない。そこでは、均衡な関係を築くのが難しかったのではないか。家族・隣近所・村・宗教集団単位から発生した「共生」概念は、国家・国際レベルにおける共生には、本来、そぐわないことかもしれない。

しかし、東北アジアのコンフリクトを考えると、そこには、「国際共生」よっての解決の糸口を見つける可能性があるだろう。日本・韓国・北朝鮮・中国のすべてが均衡な関係を持ち、相互に関与するところから始まるであろう。そして、その4か国が、さらに米国との均衡を保つことができれば、そこには、東アジア共同体が成り立つ。それこそが、「国際共生」の実現となろう。米国は、北朝鮮と外交関係を正常化し、平和条約を結ぶ。北朝鮮は、核兵器に対するコントロールをほかの核兵器保有国と同様の枠組みのコントロール下に置くということを約束する。日中関係においても、尖閣諸島を、排他的経済圏を超えて、東アジア共同体の管轄下に置く(例えば、尖閣諸島から得る収入を、日本に40%、中国に40%、東アジア共同体に20%とする)。モンゴル、

極東ロシア、他の地域も、この共同体に含まれる可能性もあろう。東アジア共同体は、米国をはじめとし太平洋諸国と均衡な関係を持つ。これらのような、すべての良いアイデアを持ち寄って、一つのお鍋に入れて、試してみるのである。ゼロサムゲーム・メンタリティを変え、共生メンタリティを創造する。エンバシー(理解すること)とダイアログによって、「国際共生」は実現するであろう。(要約文責 奥本京子)

当研究会における報告の改訂版は次に掲載されている(英語)。Johan Galtung, "USA-East Asia Looking Into the Abyss" 15 Apr 2013 - TRANSCEND Media Service (<http://www.transcend.org/tms/2013/04/usa-east-asia-looking-into-the-abyss/>)

企画委員会からのお知らせ

2013年度秋季研究集会の自由論題部会は、単独報告9件、パッケージ案2件の応募があった。審査の結果、単独報告5件、パッケージ案1件を秋季研究集会で報告していただくことになった。

2014年度春季研究大会自由論題部会の募集(単独報告、パッケージ案)と「平和研究のフロンティア」部会の報告募集は、開催日程が確定次第、ホームページおよび学会MLにて、広報する。

編集委員会からのお知らせ

●『平和研究』第40号の刊行が諸般の事情により大幅に遅れましたこと、会員の皆様に心よりお詫び申し上げます。幸い、第41号以降の刊行は予定通り進んでおります。学会誌に関する内容やテーマ等について、ご要望やご意見なども遠慮なく編集委員会までお寄せください。(編集委員長：佐々木寛)

●『平和研究』第43号への投稿の呼びかけ

第43号(2014年10月刊行予定)は『『安全保障』を問い直す(仮)』を特集テーマとします。冷戦終結後、グローバル化の進展や相互依存の拡大・深化を背景に、世界の安全保障環境や人々の安全保障観は大きく変化しました。人間の安全保障や非伝統的安全保障への関心の高まりは、その表れです。しかし、伝統的な安全保障、すなわち国家安全保障や軍事安全保障を重視する見方や言説も依然として存在しています。むしろ日本では、国家安全保障に関する政策論議が活発化しているといえるのではないのでしょうか。また、安全保障のための国家・非国家主体の政策や活動によって、直接的・構造的暴力の問題が生み出され、放置されるという現実はありません。本特集は、このような状況を踏まえ、

平和価値の実現を追求する平和研究の立場から、近年の安全保障をめぐる言説や実践をあらためて検討しようという試みです。国際政治学や安全保障研究など、安全保障を研究対象とするディシプリンは平和研究以外にも存在します。これら他の学問領域の研究動向を意識しつつ、安全保障に関する研究や実践に平和研究が果たす役割や、平和研究が直面している課題について再考することも、本特集の狙いです。

については、特集テーマに関わる投稿論文を募集します。他の学問領域の研究成果を踏まえながら、平和研究者は様々な視点から安全保障について研究を進めてきました。そこに学際性を帯びた平和研究の強みがあるといえます。国際政治学や安全保障研究はもちろん、多様な学問領域から安全保障にアプローチした論考の投稿を期待しています。ふるってご応募下さい。なお、投稿された論文は査読のうえ、編集委員会が最終的な掲載の可否を決定いたします。

本号の関連企画として、秋季研究集会(明治学院大学)にてラウンドテーブル形式の分科会を開催する予定です。奮ってご参加ください。

分量：1万6000字以内（厳守）

投稿の申込み締切り：2013年11月30日（土）

投稿原稿の提出締切り：2014年2月28日（金）

投稿申込み方法：(1) 論文仮題、(2) 要約（1500字程度）、(3) 住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレスを下記の応募先までお送りください。なお、申込

みの際には、受領の確認メールを返信いたしますので、万一返信がない場合は再度ご連絡ください。

応募先：

黒崎輝（福島大学）

kurosaki[at]ads.fukushima-u.ac.jpならびに

佐藤史郎（大阪国際大学）

s-sato[at]oiu.jpにお送りください。

（43号担当編集委員：黒崎輝・佐藤史郎）

広報委員会からのお知らせ・編集後記

広報委員会の主な仕事は学会ホームページの管理と、ニューズレター（+事務局通信）の編集発行である。学会と会員、学会とその外部とのインターフェイスにおいて、機動性のあるメディアによる交流の場づくりを担当しているといっていいただろう。

ニューズレターは今期から、事務局通信と分離して、PDF版のみでの発行となっている。お忙しいなか原稿をお寄せくださった方々には、本当に感謝申し上げます。充実した内容となった。またクリックして読んでくださっている皆さんにも、ありがとうございます。

編集者として原稿を点検しながら、平和研究者として刺激を受けるときがある。平和学会の現場がいきいきと伝わってくるのは、ニューズレターだからこそ。これを学会内外の皆さんと共有できたらうれしい。

担当委員の努力で、目次から該当する本文へとジャンプできるようにした。この他にも、電子メディアの特性を活かした工夫の余地があると思われるので、いつでもアイデアをお寄せいただきたい。これからも平和学会ニューズレターは柔軟に変化しながら、人々を結びつけていこう。（小田博志）

日本平和学会第20期役員

(2012年1月1日～2013年12月31日)

【執行部】

会長 阿部浩己
 副会長 高原孝生、毛利聡子
 企画委員長 毛利聡子
 編集委員長 佐々木寛
 渉外委員長 君島東彦
 広報委員長 小田博志
 事務局長 黒田俊郎

【理事】 太字は地区研究会代表者

[北海道・東北] 小田博志、**片野淳彦**
 [関東] 阿部浩己、石田淳、石田勇治、内海愛子、遠藤誠治、勝俣誠、吉川元首藤もと子、小林誠、佐伯奈津子、高原孝生、竹内久顕、浪岡新太郎、蓮井誠一郎、古沢希代子、**堀芳枝**、毛利聡子、最上敏樹
 [中部] 黒田俊郎、児玉克哉、佐々木寛、**山田哲也**
 [関西] 秋林こずえ、内田みどり、大津留（北川）智恵子、**奥本京子**、木戸衛一、君島東彦、土佐弘之、峯陽一、山根和代
 [中国・四国] 佐渡紀子、**篠田英朗**、高橋博子
 [九州] 石川捷治、大平剛、**木村朗**
 [沖縄] 島袋純、**高良鉄美**

【監事】 ロニー・アレキサンダー、横山正樹

【委員会】

[企画委員会] 足羽與志子、岡野内正、柄谷利恵子、金敬黙、島袋純、清水奈名子、竹内久顕、戸田真紀子、藤岡美恵子、毛利聡子、
 [編集委員会] 桐山孝信、黒崎輝、佐々木寛、佐藤史郎、浪岡新太郎、西平等、船田クラーセンさやか、蓮井誠一郎
 [渉外委員会] 浅川和也、奥本京子、君島東彦、清末愛砂、中野佳裕、山根和代
 [広報委員会] 阿知良洋平、石井正子、小田博志、佐藤壮広、前田幸男
 [事務局] 近江美保、小澤薫、黒田俊郎、浪岡新太郎

【40周年企画ワーキンググループ】 *はワーキンググループ主任

[『平和を考える50冊』ワーキンググループ]
 *佐々木寛、*堀芳枝
 [『平和研究20の論点』ワーキンググループ]
 *遠藤誠治、黒崎輝、佐伯奈津子、高原孝生、墓田桂、山田哲也
 [『戦争と平和を考えるドキュメンタリー50選』ワーキンググループ]
 *石田淳、内海愛子、我部政明、東大作、最上敏樹

日本平和学会分科会および分科会代表者一覧

(2013年9月1日現在)

①平和学の方法と実践	責任者：遠藤誠治
②憲法と平和	責任者：君島東彦
③東南アジア	責任者：日下部尚徳
④植民地主義と平和（旧称：市民と平和）	責任者：佐伯奈津子、藤岡美恵子
⑤軍縮・安全保障	責任者：佐渡紀子
⑥アフリカ	責任者：篠原 収、藤本義彦
⑦環境・平和	責任者：平井朗、嶋原敦子
⑧平和教育	責任者：杉田明宏
⑨ジェンダーと平和	責任者：森玲子
⑩平和文化	責任者：鈴木規夫、渡辺守雄
⑪発展と人間安全保障	責任者：原田太津男、佐藤元彦
⑫難民・強制移動民研究	責任者：小泉康一
⑬非暴力	責任者：松本孚
⑭グローバルヒバクシャ	責任者：高橋博子、竹峰誠一郎
⑮平和と芸術	責任者：福島在行
⑯公共性と平和	責任者：玉井雅隆
⑰ジェノサイド研究	責任者：石田勇治
⑱平和運動	責任者：清水竹人、木村朗
⑲戦争と空爆問題研究会	責任者：荒井信一、伊香俊哉、前田哲男
⑳琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和	責任者：松島泰勝

分科会責任者連絡会議世話人 平井 朗
同 副世話人 佐渡紀子

※ 連絡先については学会ホームページで各分科会のページを参照してください。

日本平和学会ニューズレター Vol. 20 No. 4 (2013年9月15日発行)

発行所：日本平和学会第20期事務局

〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学国際地域学部 黒田俊郎研究室内

Fax: 025-270-5173 E-mail: office@psaj.org<http://www.psaj.org/>

編集：日本平和学会広報委員会

委員長：小田博志 編集担当：阿知良洋平 石井正子